

惣領番入制度、その成立と意義

——吉宗期の武芸奨励と関連して——

横山輝樹

はじめに

江戸幕府八代將軍徳川吉宗（在職 一七一六～一七四五）が幕臣に對して武芸を奨励したということは広く知られている。⁽¹⁾『有徳院殿御実紀附録』に「御家人太平になれて、武芸にをこたらむ事をなげかせ給ひ。ひたすら講武の事を沙汰せられける。」⁽²⁾とある通り、頻繁な弓馬上覧、古式射礼の復興、海外馬術の研究、狩獵の復活等、多様な施策によって吉宗は幕臣の武芸出精、士風の刷新を目指したのである。⁽³⁾

それでは、幕府に於ける武芸奨励は吉宗によって始められたのであろうか。実はそうではない。吉宗が將軍に就任する二ヶ月前である正徳六年（一七一六）二月二十九日、五番方（書院番、小性組、大番、新番、小十人組。旗本で構成された幕府の軍職）を指揮する隊長

（頭）に出された書付をみてみよう。

御番衆弓馬之義、前御代被仰出通、弥精出心懸候様可仕候、組中不精候も有之様相聞候、古来ハ番頭中懸見分、吟味有之候処、近來者頭中見分無之旨に候、向後ハ前々之通弓ハ頭々宅、乗馬ハ本郷馬場に於て不絶可有見分候、不時に若年寄見分も可有之候⁽⁴⁾ハ可有其意候

隊下の番士が弓馬の修練を怠っている点、隊下の番士の力量を見分を通じて見定めるべき筈にも関わらずそれが実施されていない点を指摘した上で、今後は絶えず見分を実施する様に命じているのである。このような事例は他にも見られる。⁽⁵⁾時期毎の程度の差（どれ程の実を伴うものであったか）はあるが、幕府は武芸を奨励し続けているのである。

さらに、右に掲げた吉宗の武芸奨励策は、その規模こそ大きいも

の、弓馬や鉄炮に多くの関心を寄せたという吉宗個人の嗜好に根ざすものともいえ、士風刷新という目的自体は本当であるにせよ、吉宗が將軍職を退いてなお継統され得るものであるとはいえない。現状の研究成果では、吉宗の武芸奨励とは「他の時代に比して奨励の程度が高かった」という評価に留まらざるを得ないのである。

本稿では、その様な先行研究の問題点を踏まえ、旗本惣領（旗本の跡取り、部屋住）を家督相続前に（惣領が家を継ぐ前に）登用する惣領番入制度を取り上げる。この制度にあつては武芸吟味の結果が登用に大きく影響する。即ち、惣領が武芸に励むことに対し幕府が制度的な恩恵を定めたということであり、この制度を作り出した点にこそ、吉宗の武芸奨励の画期性があるといえる。

享保期の惣領番入制度については橋本昭彦氏による言及があるが、⁶氏の論ずるところは寛政期以降の学問吟味を中心とする試験制度にあり、享保期の惣領番入制度については若干の分析が加えられているのみである。文武両道という近世武士の理想像を鑑みるならば、文教同様武教も重要であろう。学問吟味⁷が文教に大きな意味を持っているのと同様、武芸吟味が武教の中で果たした役割も決して小さくない。分析を進めることには意義があると考ええる。

また、足高制との関係はどうであろうか。同制度は享保八年（一七二三）、惣領番入制度が導入される一年前に定められた。同制度は各役職に基準の石高を定め、これに満たない石高の者が就任した

際には、就任中その差分を与えるというものである。同制度の導入により、小禄であっても能力ある者の登用が実現されることとなった。役方（司法や行政等に関わる役職）、特に勘定所にあつてそれは著しい。これに対し、番方（軍務に関わる役職）はどうであるか。

泉井朝子氏は足高導入以後、役方である大目付・町奉行・勘定奉行に小禄の者の起用が増えたのに対し、番方である大番頭にあつてはそうした傾向が見られないとしている。⁸この差について同氏は「番方の役職は戦時にはその存在価値も高かったが、社会秩序が安定し、行政組織が整備されてくると実質的な重要性は少くなり、形式的な格式を重んじる名誉職に転化」し、「番方の役職には（中略）伝統的に家格の高い者を就任」させたとしている。⁹また、笠谷和比古氏は同制度の意義について「能力主義的抜擢人事を展開しながら、なおかつ同時に旧来の権利関係を尊重した身分制的原理の擬制がどこまでも貫かれている」とし、「¹⁰名誉職的な軍職については従来通り、身分主義的な家禄相当の原理がそのまま働いていることが分かる」ともに、（中略）行政能力の要求される役職については、¹¹きわめて低い身分の者からの登用が進んだ」としている。つまりは番方にあつては役方にみられる人材登用の傾向に乏しいということであるが、この様な従来の評価は妥当であるのか。本論で取り上げる惣領番入制度を通じて考えてみたい。

このような問題関心の下、第一章では同制度の成立とその展開に

ついで扱う。第二章では享保十五年に実施された惣領番入を取り上げ、惣領番入についての理解を更に深める。とりわけ、番入制度によってもたらされる恩恵、つまりは旗本惣領にとって惣領のまま番入することがどの様な意味を持ったのか。これらの点を明らかにする。結論に於いては、足高制にみられる役方人事との差異を分析し、惣領番入制度の意義を明らかにする所存である。

第一章 惣領番入制度の成立と展開

第一節 「惣御番入」の廃止

吉宗により惣領番入制度が始められる以前、幕府には「惣御番入」と呼ばれる制度があった。¹²⁾これは当主(父)が番方・役方の役職に就いている旗本家の子弟を主に五番方の番士として登用する(番入)という制度である。旗本五千家に対して役職の数が明らかに不足している中で、家督相続前に番人出来るといふのは当人とその家にとって非常に魅力的な制度であろう。しかし同制度は吉宗の將軍就任以前に停止されている。それは何故であったか。

寛保四年(一七四四)に幕臣春日行清によって著された『仕官格義弁』¹³⁾という書物がある。同書は幕府職制の手引き書であるが、この中で「惣御番入」制度は以下の通りに述べられている。

天和ノ已後ハ御人多^ニ成候^ニ付、惣御番入モ段々遠ク罷成、元禄四未年十二月四日御役人惣領斗被 召出、宝永六丑年四月六

日惣御番入以後ハ惣御番入ト申テハ無之候

(中略)

昔尙寛文ノ始迄ハ、惣領ハ勿論次男・三男・末子迄モ被 召出御番入被 仰付候儀共候得共、惣領ハ後々父ノ家督^ニ成候得共、末子之分ハ一度被下候御切米ヲ以永々別家^ニ成候事故、段々御人多^ニ罷成候処、神田 御殿、桜田 御殿^ハ被召遣候衆大勢^ニ有之間、只今ハ弥御人多^ニ成候由承候¹⁴⁾

同制度にあつては、後の惣領番入制度が旗本の惣領のみを対象としているのに対し、「次男・三男・末子迄」その対象としている。

同じく部屋住からの番入とはいへ、いずれは当主の後を継ぐ惣領と違い、次男以下の場合、分家として独立することになる。表1は『御番士代々記』より作成した、小性組一番組に番入した次男以下の一覧である。¹⁵⁾延宝六年(一六七八)に永井元儀が番入した後、一番組にあつては次男以下の番入は見当たらないが、十四の旗本家が成立している。これらに対しても永々と家禄を与えねばならないのである。「昔尙寛文ノ始迄」という文言は実態とは異なっているものの、次男以下の登用が人員過多、人件費の増加に繋がったという『仕官格義弁』の説明は正しいといえる。

また、「神田 御殿、桜田 御殿^ハ被召遣候衆大勢^ニ有之」とは、徳川綱吉(在職 一六八〇〜一七〇九)、徳川家宣(在職 一七〇九〜一七二二)が將軍となった際、それぞれの家臣団が幕臣として

表1 次男以下の「惣御番入」

番入年月日	番入者の氏名	当主との続柄
寛永10 (1633) 5/1	柘植正弘	次男
寛永12 (1635) 12/23	阿部正義	三男
寛永18 (1641) 5/3	伊澤正次	次男
寛永19 (1642) -/-	榊原職貞	次男
寛永21 (1644) 6/16	山崎正壽 ※政治家	四男
正保3 (1646) 6/11	宮崎重広	三男
慶安2 (1649) 12/5	佐々長政	次男
寛文3 (1663) 11/19	渡辺貞	三男
〃	揖斐正利	次男
寛文7 (1667) 11/21	仙石久尚	次男
〃	前田定武	三男
〃	松浦信勝	四男
〃	川井久文	次男
延宝6 (1678) 3/29	永井元儀	次男

・『御番士代々記』(『御小性組一番名前目録』)より作成した。

・『寛政重修諸家譜』から、寛永12年(1635)12月3日に番入した松浦信豊や本多俊之等、大名家の親族と判別出来た番入者については省いた。

召し抱えられたことを指している。深谷雅海氏の研究によれば、綱吉の將軍就任に関わって、「神田家臣団」五八二名(四八八家)^⑤、家宣の將軍就任に関わって「桜田家臣団」七七六名(六九四家)^⑥の士分が幕臣となっており、元々幕臣であった者を除いても大幅な人員の増加である。無論、人件費も増加する。

更に、『仕官格義弁』では論じられていないものの、「惣御番入」

の規模の問題もある。例えば元禄四年(一六九二)一二月二日に約一五〇名、同六年一二月九日に約三五〇名、宝永六年(一七〇九)四月六日に至っては約七三〇名の惣領が「惣御番入」の下で番入している。番入した惣領に支払うべき役料も膨大なものとなる。

「神田家臣団」や「桜田家臣団」の幕臣化による人件費の増大は致し方ないにせよ、「惣御番入」については実施すればするほど人件費の増大を招くという問題を抱えていた。そもそも綱吉以降財政窮乏に陥っていた幕府にあって、同制度が停止に至ったのは自然の流れであったといえよう。

第二節 惣領番入制度の創設

「惣御番入」制度停止後、吉宗の將軍就任を経て、惣領番入制度が創設された。享保九年(一七二四)四月十五日、若年寄石川総茂・小笠原常春によって関係部署に出された書付は以下の通りである。

まずは大目付以下で、布衣(六位相当)格の役人に対する書付(A)。この場合、町奉行・勘定奉行といった諸大夫役(従五位下以上の旗本が就く役職)の者も含まれている(第四節参照)。

唯今御人多之時節^二候得共、大目付已下布衣之御役人之惣領、行跡宜敷、諸芸嗜候者、六・七人^茂可被召出候、右之通被仰出候上、御役人之子共常々行跡宜敷、諸芸も可嗜事^二候^⑧

次に、両番(小性組・書院番)の頭に対する書付(B)。

只今御人多之時候得共、両御番惣領之内、行跡宜敷、其上諸芸精出し心懸候者、忝組より忝人ツ、成とも可被召出との御事^二候

書上之案文

父之名

誰

何歳

一、取廻能相見候

一、行跡等不宜沙汰無御座候、勝^而孝心候敷、又^者勝^而実体^二も候ハ、其品書出可申候

一、武芸常々心懸相勤申精出し別^而心懸候ハ、何之芸、誰弟子^三能仕候との義可書出候、弓馬見分有之分ハ其品書出可申候

一、学問心懸申候由、精出候者右同断^①

これらの書付により、惣領番入制度に於ける選考基準が分かる。

当主が役職に就いている旗本家の惣領の中から、日頃の行状・人柄、武芸出精、学問出精の者を番入させるといふものである。役職に就いている当主の子弟であればほぼ無条件で番入が叶う「惣御番入」制度との差異は明らかである。

ただし、学問出精を理由として番入する惣領は皆無であり、それは寛政年間の「学問吟味」、「部屋住学問試」の創設まで待たねばならない^②。加えて、そもそもA、Bの書付に於いて学問に言及してい

るのは「書上之案文」内のみであって、本文に於いては「行跡宜敷、諸芸嗜候者」、「行跡宜敷、其上諸芸精出し心懸候者」という文章になっている（諸芸とは武芸を意味する）。日頃の行状や人柄などは優劣をつけにくいものであろう（この理由で番入した惣領も見当たらない）。恐らくは悪質な人間性でなければそれでよいという程の意味と思われる。とすると、武芸への取り組み方が実質的には唯一の番入基準となる。さらにその選抜に武芸吟味が課されたことも忘れてはなるまい。武芸精出に対する制度的な恩恵が幕制に於いて初めて作られた瞬間である。

また、Bには「弓馬見分」とあるが、同日の『柳宮日次記』には「一、松平能登守大久保佐渡守宅にをひて御吟味、弓馬并鎗術見分、両御番頭之宅^三見分有之」とあり、武芸吟味の対象となったのは弓術・馬術・槍術・剣術であったことが分かる。この点については第三節で取り上げる。

ここで、ふたつの疑問点を解決しておく必要がある。即ち、「惣御番入」の停止原因となった人員過多（人件費の増大）という問題は解決されたのかという疑問と、そもそも選考条件（素行、武芸、学問）を課す番入制度を吉宗が創設するに当たり、周囲からの助言は無かったのかという疑問である。

第一の疑問点であるが、端的に言えば解決はしていない。吉宗の将軍就任に関わって紀州藩士二百名程度が幕臣になったということ

もあり⁽²³⁾、状況的には更に悪化しているといえよう。しかし享保九年にあつては、上米の制や年貢増収の施策などにより収入の増加が実現している状況であり、そうした背景の下で同制度は始められたのであろう。ただし、人員過多、人件費の増大を避けようとする姿勢は一方で保たれている。ゆえに、書付Aにあつては「六・七人⁽²⁴⁾可被召出候」、書付Bにあつては「壹組より壹人ツ、成とも可被召出」という規模になるのである。こうした幕府の姿勢は、四月一日、A、Bの書付と同時に出された、新番頭・小十人頭・納戸頭・腰物奉行に対する書付に於いて更に顕著である。

唯今御人多之時節候得共、御番衆惣領之内、行跡宜敷、諸芸精出し心懸候者ハ一組より壹人ツ、成共可被召出との御事⁽²⁵⁾、今度御書院番・御小姓組之御番衆惣領ハ被召出候筈⁽²⁶⁾ニ付、一度難大勢被召出⁽²⁷⁾ニ付、両御番以下之惣領⁽²⁸⁾者今度無其義⁽²⁹⁾ニ候、追⁽³⁰⁾而可被召出候間、此旨申聞候、夫⁽³¹⁾ニ付其節吟味仕候、為心得書付渡置旨、近江守殿被申渡之書付案文如前⁽³²⁾

人員過多ではあるが番士の惣領の中から素行が良く武芸に励む者を番入させることになり、両番番士の惣領を一組より一名ずつ召し出すが、一度に大勢を召し抱えることは難しいので、今回は両番以外の番士の惣領は対象としない（両番の格式が高いために優先されたのであろう）。しかし追々番入させるので、その際には武芸吟味をせよ、という内容である。武芸精出による番入、という希望を惣領

に持たせ、来たるべき武芸吟味に備えて武芸に励むよう促しているわけである。そしてそれは、この書付の出された翌年に実現することとなる（第四節参照）。

第二の疑問点。即ち同制度を創出するにあたり、周圀からの助言は無かったのかという点については、室鳩巢（一六五八〜一七三四）の『猷可録』にその答えがある。儒者室鳩巢は吉宗の侍講として数々の提言を為した人物である⁽³³⁾。『猷可録』は鳩巢が幕府からの諮問に対して書き上げた意見書である⁽³⁴⁾。同書に収められている「歴代選挙抄」は「歴代選挙の事御尋に付、周漢より宋朝迄有増相考、其内簡要の儀をは抽出いたし、且又段々解釈を加へ指上⁽³⁵⁾」たものである。

「歴代選挙抄」に於いて鳩巢は郷挙里選や九品官人法、科挙といった中国に於ける官吏任用制度について説明した上で、諸組の嫡子の選抜については

一、行状 行状にふけらず、不行儀成事なく、其外士の大筋に違はぬ程之事有之

一、弓馬 弓は的を射候ほどの事にて、馬はせめ馬いたし候ほどの事

一、学問 四書の素読儘に覚え申ほどの事

という三条を用いて選別すべきであるとしている（「向後御番入等被仰付候節は、此格にあひ申者を可被召出候⁽³⁶⁾」）。この三ヶ条は書付Bの「書上之案文」にある三ヶ条に極めて似ているといえよう。実際の

運用については先に述べた如く弓馬劍槍の吟味が重視されているが、鳩巢の提言が惣領番入制度創出に当たって相応の影響を及ぼした点は否定出来ないのである。

以上、惣領番入制度が、武芸吟味という選抜方法を有するものとして創設されたことが明らかになった。以後、吉宗治世下において、享保十年（一七二五）、十五年、十六年、二十年、元文四年（一七三九）、寛保二年（一七四二）に惣領番入が実施される。それぞれの検討については第四節で行うとして、次節では実際の番入過程がどうであったか、武芸吟味はどの様に実施されたのか、享保十六年の新番小笠原石見守組の事例から検討する。

第三節 番入の過程

第二節で惣領番入制度の発足を取り扱った。武芸吟味という新たな選抜方法を有したのがその特徴であるが、惣領を選抜する現場にあって、武芸吟味はどの様に実施されたのであろうか。

そこで取り上げるのが旗本森山家の事例である。『寛政重修諸家譜』⁽³⁰⁾によれば同家の祖先是武田家に仕え、その後徳川家に仕えている。駿河大納言の改易に際して退身後、再び召され、家禄三百石を与えられている（元禄年間に廩米百俵加増）。後年当主になる孝盛は『賤のをだ巻』、『蟹の焼藻』等の著作で知られる。同家の記録である『自家年譜』⁽³¹⁾には、孝盛の先々代森山盛芳が享保十六年に大番に

惣領番入する過程が書かれている。以下、時系列で盛芳が番入に至るまでを見ていこう。

新番小笠原石見守組番士森山盛寿の惣領である盛芳（源五郎）の武芸吟味は、享保十六年三月二十九日の新番頭による「大の見分」から始まる。大的とは五尺二寸的を約五十間の距離を隔て徒歩で弓を射る競技（射札）であるが、吉宗も將軍在位中、盛んに実施している。

一、同年三月廿九日、於田安広芝、新御番頭大の見分在之、源五郎罷出候事

新御番頭大岡忠四郎殿・倉橋内匠殿・小笠原石見守殿・朽木五郎左衛門殿、四組之衆中都合廿五人之内、御番入願之子共罷出候(32)

記述によれば、当日の「大の見分」は「御番入願之子共」のみではなく、新番四組（大岡忠四郎組、倉橋内匠組、小笠原石見守組、朽木五郎左衛門組）の番士も対象とされたらしい。総勢二十五名の内、何人が「御番入願之子共」であったかは不明であるが、盛芳も参加している。

一、同年五月八日、小笠原石見守殿於宅、御番入願之悴共、弓・芸術見分有之、八ツ時揃(33)源五郎罷出、弓・鏹・劍術相勤候、但

此節石見守殿宅江御同役倉橋内匠殿、此節石見守殿宅江御同役倉橋内匠殿、但小笠原平兵衛殿、高力平八郎殿、組頭小笠原久左衛門殿被參見分有之、相番之俵四人、久保久米之助、須田鉄之助、横地縫

「大的見分」から一ヶ月ほどを経た五月八日、「御番入願之悻共」

の武芸吟味が頭宅（小笠原石見守宅）で実施される。盛芳も石見守宅に赴き、弓術・槍術・剣術の吟味を受けた。この際、同じく新番番士の惣領久保正肥（久米之助、小笠原平兵衛組⁽³⁴⁾）、須田祇脩（鉄之助、小笠原石見守組⁽³⁵⁾）、横地正矩（縫殿助、小笠原平兵衛組⁽³⁶⁾）も吟味を受けている。新番頭倉橋内匠や高力平八郎も同席しているが、両名の組の惣領は吟味に参加していない様である。

一、同年五月十二日、於浜御殿馬場、乗馬見分有之、八ツ時揃

^二源五郎罷出候、新御番頭小笠原平兵衛殿・大岡忠四

郎殿・小笠原石見守殿・西丸神尾内記殿・朽木五郎左衛

門殿出座、御番衆同伴共乗馬見分有之、相番伴共之内、

右之四人出ル⁽³⁷⁾

石見守宅に於ける弓術・槍術・剣術吟味の四日後、浜御殿の馬場に於いて、馬術の見分が実施された。この際は三月二十九日の「大的見分」と同じく、番士の馬術吟味も並行して実施された様である。

この時点で、弓術・馬術・槍術・剣術、それぞれの武芸吟味を経たことになる。この後、武芸吟味の記事は見当たらない。結果待ちというところであろうか。

一、同年十一月廿五日、源五郎被為 召、大御番^江御番入被

仰付、御切米弍百俵被下置候旨、於菊之間酒井讚岐守殿被仰渡之、此節佐右衛門相番久保新右衛門息久米之助、

一同御番入、其外新御番・御納戸・御腰物方・大御番・

小十人組御番衆伴共、布衣以下御役人之嫡子御番入被

仰付候⁽³⁸⁾

武芸吟味を終えてから半年後の十一月二十五日、盛芳は大番に番入を果たした。この際、久保正肥も大番に番入する。須田祇脩、横地正矩は選に洩れた訳である。武芸吟味が形ばかりのものではなく、実を伴う試験であった証左であろう。ただし、正肥の番入理由は武芸吟味によるものではなく、当主の勤務年数によるものであった。

享保十二年（一七二七）以降、長年勤務している当主の惣領を番入させるという新たな選考基準が惣領番入制度に加わっているのが（第四節参照）、正肥が武芸吟味を受けていることから、仮に当主の勤務年数で番入する惣領であっても、武芸吟味は課されるということになる。武芸吟味が惣領番入制度の土台であったということに他ならない。

第四節 番入制度の展開

享保九年の惣領番入

第二節で取り上げた書付の出された三ヶ月後の享保九年七月二十日、最初の惣領番入が実施される。総勢二十九名、諸大夫役・布

衣役の惣領十一名と書院番番士の惣領九名、小性組番士の惣領十名が番入した。第二節で引用した書付Aには「大目付已下布衣之御役人之惣領、行跡宜敷、諸芸嗜候者、六・七人^{〔茂〕}可被召出候」とあるので、諸大夫役・布衣役の番入惣領十名というのは若干多いが、書付Bの様に明確な人数を定めているわけではないので誤差の範囲であろう。また、小性組からは全十組より一名ずつ書院番に番入しているので書付Bの「壹組より壹人ツ、成とも可被召出」との記述に合致するが、書院番の場合、全十組中、酒井日向守組を除いてそれぞれ一名ずつが小性組に番入している。酒井日向守組は当時駿府在番として江戸より離れていたという事情があり、七月二六日の番入には間に合わなかったのであろう。同年十二月十二日、同組栗原利規の惣領利秋が小性組に番入している。よって、小性組からの番入と同じく十名、最終的には総勢三十一名が番入したことになる。

以上の事柄、即ち惣領それぞれの番入先、番入の理由、当主の役職をまとめたのが表2である。『柳営日次記』の当日（七月二十六日）の記事には「右被召出、両御番^{〔江〕}被仰付、新規三百俵宛被下之旨、老中列座、対馬守申渡之^{〔⑩〕}とあるのみで、番入した惣領が如何なる名目で番入したのかは書かれていない。しかし、第二節で論じた通り、その三ヶ月前に武芸吟味の実施が明記されているわけであるし、『仕官格義弁』にも「右之衆ハ武芸御吟味御番入初発^{〔二〕}テ候^{〔⑪〕}」とある。三十名全員が武芸吟味を経た上での番入と考えて差し支え

表2 享保9年（1724）の惣領番入【総勢31名】

番入先（人数）	番入の理由（人数）	内訳	
		当主の役職	人数
小性組（16）	武芸吟味（16）	勘定奉行	1
		新番頭	1
		目付	2
		先手鉄炮頭	1
		二丸留守居	1
		書院番番士	10
書院番（15）	武芸吟味（15）	町奉行	1
		新番頭	1
		目付	1
		二丸留守居	1
		勘定吟味役	1
		小性組番士	10

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

なからう。また、番士の惣領が各組より一名ずつ番入したという点から、武芸吟味を受けた惣領全体から（落選した惣領も含む、第三節参照）成績の良かった上位二十名が選出されたのではなく、各組の成績優良者が選出されたことが分かる。「壹組より壹人ツ、成とも可被召出」とは、「一組より一人ずつ（武芸吟味の成績優良者を）召し出す」という意味なのである。武芸吟味による惣領番入はこうし

て始まったのである。

享保十年の惣領番入

享保九年（一七二四）に引き続き、同十年十月二十五日にも惣領番入が実施され、総勢四十六名が番入した。その内訳は表3の通りである。享保九年の書付で予告された通り、九年の番入対象から外された役職の惣領が多く番入している。

享保九年との違いは、番入先に大番や小十人組が加わっている点である。これは、当主の役職によるものであろう。当主が大番番士や新番番士などの役職に就いている惣領は両番よりも格の低い大番や小十人組に番入している（同じく御目見格ではあっても大番組頭や新番組頭、膳奉行の惣領は両番に番入している）。また、享保九年に於いて小性組・書院番、それぞれ各組より一名ずつ番入するという枠組は引き継がれており、大番、新番、小十人組から一名ずつ番入している。これらの点から、享保九年、十年の惣領番入でひとつのまとまりとして捉えられる。

なお、九年同様、十年の場合も、「柳営日次記」には番入の理由が書かれていない。『有徳院殿御実紀』には「父の庇蔭によって入番するもの四十七人」⁽⁴⁾（同日番入の小普請一名を加え四十七名）とあり、四十六人全員が後述する当主の勤務年数による惣領番入であったと書いてあるが、それは疑わしい。他ならぬ『有徳院殿御実紀』に「諸

表3 享保10年（1725）の惣領番入【総勢46名】

番入先（人数）	番入の理由（人数）	内訳	
		当主の役職	人数
小性組（3）	武芸吟味（3）	大番組頭	3
書院番（2）	武芸吟味（2）	新番組頭	1
		膳奉行	1
大番（27）	武芸吟味（27）	月光院広敷番頭	1
		富士見宝蔵番頭	1
		新番番士	5
		西丸新番番士	3
		馬預	1
		腰物方	1
		納戸番	2
		西丸納戸	1
小十人組（14）	武芸吟味（14）	大番番士	12
		小十人組頭	3
		吹上奉行	1
		小十人組番士組	10

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

番士の子。身の行ひ正しく。才芸に努力するものは。一隊より一人づゝ。撰び聞えあぐべしと仰出さる」（同年六月二十日の条⁽⁵⁾）との記述があるからである。また、前段で述べた通り、享保九、十年でひとつの惣領番入とすれば、当然十年に於いても武芸吟味は実施されたものと考えられるし、『仕官格義弁』にも「武芸之義、御役人之子ハ若年寄衆宅、御番衆ノ子ハ頭ノ宅⁽⁶⁾テ御吟味之上御番入被 仰

付」⁽⁴³⁾とある。さらに、『憲教類典』によれば、同年六月二十日、大番に対して次のような書付が出されている。

去年相達候御番衆惣領行跡并諸芸書上之儀、一組々人ツ、被致吟味、書付可被出候、組頭惣領ともハ若年寄吟味有之候、近日若年寄宅⁽⁴⁴⁾可被差越候、日限之儀ハ御目付より可相達候⁽⁴⁵⁾

これらの点を考え合わせれば、父親の勤務年数のみで惣領番入が実施されたとは考えにくい。四十六名は武芸吟味の結果により番入したのである。

享保十二年の惣領番入

享保十二年五月二十一日の惣領番入では、新たな選出の基準が加わることになる。即ち、当主の勤務年数による惣領番入、そして大奥からの推挙による惣領番入である。後者については皆大奥に仕える広敷用人の惣領である。また、武芸吟味による番入は小納戸岡山之於惣領の之英のみである。これら五十八名をまとめたのが表4である。諸大夫役・布衣役の惣領であるからか、番入先は全て両番になっている。

さて、当主の勤務年数という選抜方法についてである。『柳営日次記』には「親共久々布衣以上之御役相勤候⁽⁴⁶⁾付此度悴共被召出⁽⁴⁷⁾」とある。「久々」とは何年に当⁽⁴⁸⁾たるのか。『仕官格義弁』には「布衣御役十ヶ年已上⁽⁴⁹⁾」とあるが、検証してみよう。表5は、享保十二年

に番入した惣領の内、武芸吟味で番入した岡山之英と広敷用人の惣領を除いた五十一名の一覧である。右の列は当主が布衣役に就任した日であるが、これによると、足掛け十年以上の布衣役勤務者の惣領が番入したということが分かる。

次に、大奥からの推挙で番入した惣領をまとめたのが表6である。『柳営日次記』には「御女中方願⁽⁵⁰⁾付被召出⁽⁵¹⁾」とあり、『仕官格義弁』には「御女中様御願⁽⁵²⁾付父勤年数⁽⁵³⁾不限御番入被仰付⁽⁵⁴⁾」とある。遠山安英の父安遠、嶋田政温の父隆政は布衣役をわずかな年月しか勤めていない。一種の縁故採用とでも言うべき惣領番入であろうが、この理由で番入したと思われる惣領は、同年以外には享保二十年に数名見られるのみである。恒久的なものではなかったと思われる。

この様に、同年による惣領番入にあつては武芸吟味以外の惣領番入が主であるが、更に大きな違いとして、番士の惣領がないという点が挙げられよう。即ち、享保九年・十年には当主(父)が五番方の番士である惣領が大半を占めるのに対し、十二年の場合それが皆無である。とすると、武芸吟味による番入とは主に番士の惣領に對するものであったということになる。第三節で明らかにした通り、番入理由が武芸吟味によるものではないといっても、武芸吟味自体は実施されたとも考えられるが(無論、第三節の事例から四年前のごとであるから些かの留保は必要であるが)、一種の恩典としての惣

表4 享保12年(1727)年の惣領番入【総勢58名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(33)	武芸出精(1)	小納戸	1
	当主の勤務年数(25)	鎌奉行	1
		京都町奉行	1
		仙洞附	2
		奈良奉行	1
		駿府町奉行	1
		小普請組支配	1
		佐渡奉行	1
		先手弓頭	1
		持筒頭	1
		西丸先手弓頭	1
		西丸先手鉄炮頭	3
		目付	2
		小納戸	2
		西丸小納戸	2
		宗尹附近習	1
		鉄炮方	1
		納戸頭	1
		腰物奉行	1
		勘定吟味役	1
		「御女中方願ニ付」(7)	月光院用人
	瑞春院用人		2
	養仙院用人		1
	竹姫用人		2
	書院番(25)	当主の勤務年数(25)	大目付
鎌奉行			2
普請奉行			1
小普請奉行			1
西丸留守居			1
佐渡奉行			1
新番頭			1
西丸新番頭			1
先手弓頭			1
西丸新番頭			1
先手弓頭			2
西丸先手鉄炮頭			4
留守居番			1
目付			1
西丸裏門番頭			1
小十人頭			2
船手			1
二丸留守居	1		
納戸頭	1		

・『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

領番入と考えるべきであろう。

享保十五年の惣領番入

享保十五年(一七三〇)八月十九日に番入した総勢七十二名の内訳は、表7の通りである。享保九年の事例と同じく、諸大夫役・布衣役の惣領と両番(西丸書院番を含む)番士の惣領が、武芸吟味或

いは当主の勤務年数によって両番に番入している。注目すべきは両番番士の惣領の内訳である。表8は同年に番入した惣領の内、当主が両番番士の惣領を抽出したものである。この表からも明らかであるが、各組より一名が当主の勤務年数、二名が武芸吟味により番入している。人数の配分が定められているといえよう。こうした二つの選抜方法の併用は享保十六年、寛保二年(一七四二)の惣領番入

表5 享保12年に番入した惣領一覧①

惣領氏名	惣領の番入先	当主氏名	当主役職	当主の布衣役就任年月日
松平正命	書院番	松平正常	大目付	元禄14(1701)12/15 小性組組頭
建部広喜	書院番	建部広明	鑓奉行	宝永1(1704) -/- 西丸小性
土屋繩直	書院番	土屋茂直	鑓奉行	元禄10(1697)7/18 徒頭
朽木尹綱	小性組	朽木貞盛	鑓奉行	宝永4(1707)1/11 徒頭
鈴木英政	書院番	鈴木直武	普請奉行	宝永2(1705)1/11 目付
加藤明義	書院番	加藤明教	小普請奉行	元禄16(1703)11/15 徒頭
小幡直好	小性組	小幡直昌	京都町奉行	元禄10(1697)2/23 小納戸
本多栄文	小性組	本多直上	仙洞附	宝永5(1708)7/1 徒頭
細井安定	小性組	細井定明	奈良奉行	宝永1(1704)12/22 小納戸
大久保忠真	小性組	大久保忠義	仙洞附	宝永5(1708)7/25 使番
小幡直好	小性組	小幡直昌	駿府町奉行	元禄10(1697)2/23 小納戸
松平乗重	書院番	松平直由	西丸留守居	元禄5(1692)6/27 書院番組頭
松平政尹	書院番	松平政毅	佐渡奉行	元禄11(1698)8/21 小納戸
曾我善祐	小性組	曾我長祐	小普請組支配	正徳2(1712)6/25 使番
窪田安永	小性組	窪田忠任	佐渡奉行	宝永5(1708)5/1 西丸小納戸
榊原忠久	書院番	榊原忠知	新番頭	元禄13(1700)10/15 使番
杉浦貞隣	書院番	杉浦貞宜	西丸新番頭	元禄16(1703)1/15 小十人頭
建部広長	書院番	建部広次	先手弓頭	宝永1(1704)12/12 西丸桐間番組頭
平岩親照	書院番	平岩親賢	西丸新番頭	享保2(1717)1/28 使番
朝倉孝知	書院番	朝倉景孝	先手弓頭	元禄6(1693)2/11 小納戸
堀田通矩	書院番	堀田通右	先手弓頭	元禄10(1697)9/15 小十人頭
日根野弘恒	小性組	日根野弘長	先手弓頭	宝永4(1707)8/28 徒頭
松田勝説	小性組	松田勝広	持筒頭	元禄3(1690)8/27 使番
伏屋為勝	小性組	伏屋為貞	西丸先手弓頭	元禄7(1694)9/18 小納戸
筒井義武	小性組	筒井義勝	西丸先手鉄炮頭	元禄10(1697)1/28 徒頭
梶正胤	書院番	梶正容	西丸先手鉄炮頭	宝永4(1707)1/11 使番
戸田直清	書院番	戸田直供	西丸先手鉄炮頭	宝永1(1704)12/12 西丸桐間番組頭
牧野為成	書院番	牧野貴成	西丸先手鉄炮頭	元禄5(1692)6/27 徒頭
細井勝為	小性組	細井勝郷	西丸先手鉄炮頭	宝永6(1709)8/15 使番
金田正次	小性組	金田正在	西丸先手鉄炮頭	宝永7(1710)閏8/11 徒頭
赤井公寛	書院番	赤井盤公	西丸先手鉄炮頭	宝永4(1707)1/11 使番
末高政常	書院番	末高政峯	留守居番	宝永1(1704)12/12 西丸桐間番組頭
松平乗芳	書院番	松平乗有	目付	正徳3(1713)1/28 桐間番組頭
大嶋義勝	小性組	大嶋義浮	目付	元禄15(1702)2/28 小十人頭
笈正逸	小性組	笈正尹	目付	正徳1(1711)6/7 使番
中嶋正勝	小性組	中嶋尚正	小納戸	享保1(1716)6/25 小納戸
中條惟常	小性組	中條惟栄	小納戸	享保1(1716)6/25 小納戸
市川清就	小性組	市川清熙	西丸小納戸	享保1(1716)9/9 二丸小納戸
嶋崎忠要	小性組	嶋崎忠政	西丸小納戸	享保1(1716)9/9 二丸小納戸
桜井忠甫	小性組	桜井忠英	宗尹附近習	享保3(1718)6/4 浄円院用人
田付直政	小性組	田付直久	鉄炮方	宝永4(1707)1/11 鉄炮方
松平康平	書院番	松平康郷	西丸裏門番頭	正徳4(1714)6/28 西丸裏門番頭
瀬名義珍	書院番	瀬名貞隅	小十人頭	宝永4(1707)8/12 西丸桐間番組頭
斎藤忠旧	書院番	斎藤忠矩	小十人頭	正徳3(1713)閏5/11 納戸頭
石川某	書院番	石川乗繁	船手	正徳2(1712)10/3 船手
建部秀行	書院番	建部賢弘	二丸留守居	宝永6(1709)7/23 西丸小納戸
武嶋茂広	小性組	武嶋茂孫	納戸頭	正徳2(1712)12/9 納戸頭
渡辺充	書院番	渡辺盛	納戸頭	正徳4(1714)2/15 納戸頭
松平乗道	小性組	松平乗明	腰物奉行	宝永1(1704)2/14 小納戸
杉岡能成	小性組	杉岡能連	勘定吟味役	正徳2(1712)7/1 勘定吟味役

・『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表6 享保12年に番入した惣領一覧②

惣領氏名	惣領の番入先	当主氏名	当主役職	当主の布衣役就任年月日
坂部明之	小性組	坂部種之	月光院用人	正徳2 (1712) 5/15 広敷番頭
鈴木勝盈	小性組	鈴木安通	瑞春院用人	宝永5 (1708) 9/1 腰物奉行
本多某	小性組	本多正方	瑞春院用人 ※月光院用人	享保1 (1716) 9/13 ※月光院用人
美濃部貞庸	小性組	美濃部貞休	養仙院用人	元禄13 (1700) 1/11 小納戸
遠山安英	小性組	遠山安遠	竹姫用人	享保11 (1726) 7/1 竹姫用人
嶋田政温	小性組	嶋田隆政	竹姫用人 ※養仙院用人	享保10 (1725) 9/11 ※養仙院用人
酒井友常	小性組	酒井友完	天英院用人	宝永1 (1704) -/- 西丸小納戸

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表7 享保15年 (1730) の惣領番入【総勢72名】

番入先 (人数)	番入の理由 (人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組 (39)	武芸吟味 (27)	書院番組頭	1
		徒頭	1
		船手	1
		書院番番士	16
	当主の勤務年数 (12)	西丸書院番番士	8
		書院番番士	8
書院番 (25)	武芸吟味 (20)	西丸書院番番士	4
		作事奉行	1
		先手鉄砲頭	1
		小性組組頭	1
		西丸徒頭	1
		西丸小十人頭	1
		二丸留守居	1
	当主の勤務年数 (5)	小性組番士	14
西丸書院番 (8)	武芸吟味 (5)	小性組番士	5
		勘定奉行	1
		浦賀奉行	1
		納戸頭	1
	当主の勤務年数 (3)	小性組番士	2
		小性組番士	3

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

でも見受けられる。即ち後の惣領番入のモデルとして位置づけることが可能である。

当主の勤務年数による惣領番入については、これも武芸吟味同様、組ごとの選出であると考えられる。例えば、松平下野守組からは山本邑貞が当主の勤務年数による番入を果たしているが(表8の9)、これを三浦玄蕃頭組(表8の4〜6)と比較した場合、武

表8 番士の惣領一覧

No.	惣領氏名	惣領の番入先	番入の理由	当主氏名	当主の所属する組	当主の番入年月日
1	深津正尚	書院番	武芸吟味	深津正房	小性組(滝川播磨守組)	宝永6(1709)4/6
2	諏訪正倫	西丸書院番	〃	諏訪正晴	〃	宝永6(1709)4/6
3	小倉正房	書院番	当主の勤務年数	小倉正矩	〃	元禄4(1691)12/2
4	服部保教	西丸書院番	武芸吟味	服部保昌	小性組(三浦玄蕃頭組)	元禄7(1694)10/28
5	近藤正利	書院番	〃	近藤正英	〃	正徳3(1713)5/18
6	三浦正経	〃	当主の勤務年数	三浦正良	〃	元禄6(1693)12/9
7	金田正弥	書院番	武芸吟味	金田正朝	小性組(松平下野守組)	宝永6(1709)2/21
8	竹田政行	〃	〃	竹田政就	〃	正徳3(1713)5/18
9	山本邑貞	〃	当主の勤務年数	山本邑旨	〃	元禄12(1699)11/25
10	嶋田直良	書院番	武芸吟味	嶋田直寛	小性組(阿部志摩守組)	宝永3(1706)7/21
11	諏訪頼純	〃	〃	諏訪頼定	〃	宝永1(1704)6/11
12	服部信隆	西丸書院番	当主の勤務年数	服部信解	〃	天和3(1683)閏5/21
13	中山時庸	書院番	武芸吟味	中山時富	小性組(水野河内守組)	享保7(1722)2/11
14	深津正峯	〃	〃	深津正照	〃	宝永5(1708)12/21
15	彦坂晴允	西丸書院番	当主の勤務年数	彦坂元晴	〃	天和3(1683)9/25
16	児玉直等	書院番	武芸吟味	児玉直正	小性組(青山丹後守組)	正徳3(1713)5/18
17	佐々正重	〃	〃	佐々成応	〃	宝永4(1707)11/18
18	加藤忠道	西丸書院番	当主の勤務年数	加藤忠政	〃	元禄8(1695)6/1
19	横山知盈	書院番	武芸吟味	横山元直	小性組(松平阿波守組)	宝永6(1709)4/6
20	深津政孟	〃	〃	深津正次	〃	正徳3(1713)5/18
21	山高信蔵	〃	当主の勤務年数	山高信礼	〃	元禄15(1702)12/21
22	堀長寛	書院番	武芸吟味	堀長恭	小性組(渋谷隠岐守組)	元禄15(1702)12/21
23	須田盛与	〃	〃	須田盛澄	〃	元禄11(1698)8/18
24	朝比奈勝乗	〃	当主の勤務年数	朝比奈勝盛	〃	天和3(1683)9/25
25	小長谷政芳	小性組	武芸吟味	小長谷友長	書院番(朽木信濃守組)	正徳2(1712)3/26
26	内藤種丈	〃	〃	内藤種元	〃	享保4(1719)10/18
27	天野雄好	〃	当主の勤務年数	天野雄良	〃	宝永6(1709)4/6
28	戸田政珍	小性組	武芸吟味	戸田政奉	書院番(大久保豊前守組)	宝永6(1709)4/6
29	大河内忠恒	〃	〃	大河内忠政	〃	正徳3(1713)3/11
30	内藤政植	〃	当主の勤務年数	内藤信政	〃	天和1(1681)2/26
31	美濃部茂英	小性組	武芸吟味	美濃部茂孝	書院番(秋元隼人正組)	宝永2(1705)3/29
32	長谷川正直	〃	〃	長谷川正冬	〃	享保2(1717)3/18
33	福嶋正武	〃	当主の勤務年数	福嶋定正	〃	元禄13(1700)3/26
34	下曾根信一	小性組	武芸吟味	下曾根信如	書院番(水谷出羽守組)	宝永1(1704)6/11
35	川口長達	〃	〃	川口長英	〃	宝永1(1704)6/11
36	佐野某	〃	当主の勤務年数	佐野綱満	〃	元禄9(1696)7/5
37	鈴木政成	小性組	武芸吟味	鈴木祐政	書院番(久貝忠左衛門組)	享保3(1718)3/16
38	酒依義武	〃	〃	酒依昌満	〃	享保4(1719)3/27
39	嶋津久菫	〃	当主の勤務年数	嶋津久周	〃	天和3(1683)9/25
40	田付景林	小性組	武芸吟味	田付景彪	書院番(金田周防守組)	享保4(1719)10/18
41	春田直庸	〃	〃	春田直賢	〃	正徳3(1713)5/18

42	天野成政	〃	当主の勤務年数	天野興政	〃	宝永1(1704)6/11
43	山本雅摠	小性組	武芸吟味	山本正延	書院番(高木伊勢守組)	宝永5(1708)3/25
44	松浦信秀	〃	〃	松浦信福	〃	享保3(1718)3/16
45	松崎忠富	〃	当主の勤務年数	松崎忠延	〃	元禄5(1692)3/18
46	松平親精	小性組	武芸吟味	松平堯親	書院番(戸田土佐守組)	享保1(1716)3/12
47	三田伴成	〃	〃	三田正寛	〃	宝永5(1708)3/25
48	津田信英	〃	当主の勤務年数	津田信成	〃	宝永1(1704)5/25
49	永田忠方	小性組	武芸吟味	永田嘉矩	西丸書院番(戸田狭守組)	正徳3(1713)5/18
50	松平近繁	〃	〃	松平近則	〃	享保6(1721)4/2
51	松下綱平	〃	当主の勤務年数	松下貫長	〃	宝永6(1709)2/21
52	松平康当	小性組	武芸吟味	松平康致	西丸書院番(藤堂肥後守組)	元禄11(1698)2/5
53	坂部勝興	〃	〃	坂部勝元	〃	正徳3(1713)5/18
54	塚原昌博	〃	当主の勤務年数	塚原昌親	〃	元禄7(1694)11/21
55	徳永昌尚	小性組	武芸吟味	徳永昌英	西丸書院番(酒井豊前守組)	元禄6(1693)12/9
56	西尾教安	〃	〃	西尾貞教	〃	宝永6(1709)2/21
57	御手洗正良	〃	当主の勤務年数	御手洗正矩	〃	天和3(1683)9/25
58	六郷政豊	小性組	武芸吟味	六郷政明	西丸書院番(酒井伯耆守組)	元禄8(1695)9/27
59	佐野仲行	〃	〃	佐野察行	〃	享保9(1724)10/9
60	松前報広	〃	当主の勤務年数	松前広屯	〃	元禄6(1693)12/9

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

芸吟味で番入した服部保教の父保昌の方が勤務年数は長い。山本邑
 旨が松平下野守組の番士であったならば、邑貞が当主の勤務年数で
 番入することはなかったであろう。ゆえに、勤務が何年であるから
 惣領が番入出来るという話ではないし、書院番朽木信濃守組(表8
 の25〜27)や書院番金田周防守組(表8の40〜42)の様な事例はある
 が、概して三十年から四十年の勤務年数があれば惣領番入に結びつ
 く可能性が高かったのではないか。この点を含め、同年の惣領番入
 については第二章で再度分析する。

享保十六年の惣領番入

享保十六年十一月二十五日の惣領番入の結果は表9の通り、九十
 六名の惣領が召し抱えられた。当主の役職や惣領の番入先などか
 ら、九年と十年の惣領番入がひとまとまりであるのと同様に、同年
 の惣領番入は十五年とひとまとまりのものとして捉えられる。

この事は二つの選抜方法が併用され、十五年の事例で見られた人
 数配分が見受けられることから明らかである。表10は大番各組か
 らの惣領番入の人数配分をまとめたものである。各組に武芸吟味に
 よる惣領番入が二名、当主の勤務年数による惣領番入が一名である
 が、板倉下野守組からは当主の勤務年数による惣領番入は見当たら
 ない。詳細は不明であるが、恐らくは条件に合う惣領がいなかった
 のであろう。新番や小十人組の場合も、当主の勤務年数による番入

表9 享保16年(1731)の惣領番入【総勢96名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(7)	武芸吟味(7)	西丸新番組頭	1
		大番組頭	5
		中奥番	1
書院番(6)	武芸吟味(6)	新番組頭	1
		大番組頭	4
		西丸膳奉行	1
西丸書院番(1)	武芸吟味(1)	大番組頭	1
大番(65)	武芸吟味(46)	蓮浄院用人	1
		裏門切手番頭	2
		二丸広敷番頭	1
		広敷番頭	1
		西丸小納戸	1
		富士見宝蔵番頭	1
		小十人組頭	1
		西丸小十人組頭	1
		金奉行	1
		新番番士	5
		西丸新番番士	4
		納戸番	2
	大番番士	24	
	当主の勤務年数(19)	西丸裏門切手番頭	1
		天英院広敷番頭	1
		台所奉行	1
		新番番士	2
		西丸新番番士	1
		納戸番	1
大番番士		11	
西丸小十人組頭	1		
小十人組(17)	武芸吟味(10名)	小十人組番士組	6
		西丸小十人組番士	4
	当主の勤務年数(7名)	小十人組番士組	4
		西丸小十人組番士	3

・『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

が無い組はあっても武芸吟味による番入は必ずあった。併用とは
 いても、武芸吟味による選抜方法が本筋であることは明らかであ
 る。

享保二十年の惣領番入

享保二十年(一七三五)九月十九日の惣領番入(総勢五十一名)に
 ついてであるが、『柳営日記』には「両御番^江御番入被^仰付候^⑨」
 とあるのみで、惣領番入の理由が書いていない。しかし、手がかり
 はあると考える。

表11 享保20年（1735）の惣領番入【総勢51名】

番入先 (人数)	番入の理由 (人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組 (24)	不明 (24)	勘定奉行	2
		作事奉行	1
		小普請奉行	2
		長崎奉行	1
		大坂町奉行	1
		禁裏附	1
		山田奉行	1
		日光奉行	1
		先手弓頭	1
		先手鉄炮頭	5
		西丸裏門番頭	1
		徒頭	2
		西丸小十人頭	1
		留守居番	1
		小納戸	1
書院番 (14)	不明 (14)	西丸鍵奉行	1
		駿府町奉行	1
		月光院用人	1
		宗武附用人	1
		先手弓頭	2
		先手鉄炮頭	3
		西丸小納戸	1
		養仙院用人	1
		利根姫用人	1
		二丸留守居	1
西丸書院番(13)	不明 (13)	勘定奉行	1
		普請奉行	1
		京都町奉行	1
		禁裏附	1
		天英院用人	1
		宗武附用人	1
		先手弓頭	2
		先手鉄炮頭	2
		小納戸	1
		西丸小納戸	1
西丸目付	1		

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表10 各組からの番入

組名	番入の理由	人数
酒井日向守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
山名因幡守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
阿部出雲守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
酒井紀伊守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
杉浦出雲守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
曾我周防守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
板倉下野守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	0
市橋壱岐守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
小堀備中守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
戸田右近将監組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
森川下総守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
板倉伊予守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1

・『柳営日次記』から作成した

表12 享保20年（1735）に番入した惣領一覧①

惣領氏名	惣領の番入先	当主氏名	当主役職	当主の布衣役就任年月日
松波正峯	西丸書院番	松波正春	勘定奉行	享保3（1718）閏10/19 徒頭
神谷久武	小性組	神谷久敬	勘定奉行	享保8（1723）5/4 勘定吟味役
石野範至	小性組	石野範種	勘定奉行	享保5（1720）1/11 使番
天野正興	書院番	天野昌孚	西丸鍵奉行	宝永2（1705）1/15 使番
木下信恭	小性組	木下信名	作事奉行	正徳2（1712）6/25 使番
水野忠上	西丸書院番	水野忠伸	普請奉行	享保8（1723）6/6 使番
山岡景之	小性組	山岡景久	小普請奉行	享保4（1719）1/11 小十人頭
石河某	小性組	石河政朝	小普請奉行	享保9（1724）2/15 徒頭
窪田忠一	小性組	窪田忠任	長崎奉行	享保5（1720）5/1 西丸小納戸
向井政強	西丸書院番	向井政輝	京都町奉行	享保4（1719）12/11 徒頭
松平忠刻	小性組	松平勘敬	大坂町奉行	正徳4（1714）3/1 大坂船手
松平忠英	小性組	松平忠一	禁裏附	正徳1（1711）6/7 使番
桑山元如	西丸書院番	桑山元武	禁裏附	宝永6（1709）12/27 小納戸
堀直与	小性組	堀直知	山田奉行	享保11（1726）7/25 小性組組頭
蜂屋貞聴	小性組	蜂屋貞廷	日光奉行	享保11（1726）7/1 徒頭
嶋正備	書院番	嶋政祥	駿府町奉行	享保2（1717）1/28 使番
有田基敦	西丸書院番	有田基建	宗武附用人	享保10（1725）7/11 宗武附近習
坪井長敦	書院番	坪井長記	宗武附用人	享保10（1725）7/11 宗武附近習
小笠原持賢	小性組	小笠原持広	先手弓頭	享保11（1726）2/3 徒頭
渡辺久敦	書院番	渡辺久盼	先手弓頭	享保10（1725）6/28 小十人頭
押田勝輝	西丸書院番	押田栄勝	先手弓頭	享保5（1720）3/21 小十人頭
石尾氏記	西丸書院番	石尾氏茂	先手弓頭	享保9（1724）10/9 書院番組頭
鳥居忠余	西丸書院番	鳥居成豊	先手鉄炮頭	宝永4（1707）8/12 使番
佐々木正敏	小性組	佐々木正庸	先手鉄炮頭	正徳2（1712）6/25 徒頭
高田政峯	書院番	高田政孝	先手鉄炮頭	正徳4（1714）1/11 徒頭
吉田盛美	西丸書院番	吉田盛封	先手鉄炮頭	正徳4（1714）3/15 徒頭
小川正偉	書院番	小川保閔	先手鉄炮頭	享保7（1722）1/11 使番
市岡正峯	小性組	市岡正次	先手鉄炮頭	享保6（1721）1/11 小性組組頭
曾我祐弘	小性組	曾我助賢	先手鉄炮頭	享保3（1718）5/2 小十人頭
朝岡興戸	小性組	朝岡方喬	先手鉄炮頭	正徳5（1720）1/11 徒頭
戸田忠汎	小性組	戸田忠就	先手鉄炮頭	享保9（1724）12/15 書院番組頭
松平親元	書院番	松平親春	先手弓頭	正徳3（1713）2/29 桐間番組頭
池田政胤	書院番	池田政相	先手鉄炮頭	享保10（1725）6/28 小十人頭
小栗供忠	小性組	小栗忠親	西丸裏門番頭	享保10（1725）3/2 西丸裏門番頭
藤懸永房	小性組	藤懸永直	徒頭	享保9（1724）12/15 徒頭
川勝氏方	小性組	川勝氏令	徒頭	享保9（1724）8/5 徒頭
蜂屋貞恒	小性組	蜂屋可寛	西丸小十人頭	享保11（1726）1/28 西丸小十人頭
岩田俊式	西丸書院番	岩田定勝	小納戸	享保1（1716）6/25 小納戸
小笠原義章	西丸書院番	小笠原義峯	西丸小納戸	享保9（1724）12/11 二丸小納戸
玉虫茂雅	小性組	玉虫茂喜	留守居番	享保4（1719）7/7 京都代官
高山利雄	西丸書院番	高山記通	西丸目付	享保6（1721）5/20 徒頭
稲垣正喜	小性組	稲垣正武	小納戸	享保10（1725）12/1 小納戸
富松広備	書院番	富松基春	西丸小納戸	享保1（1716）9/2 二丸小納戸
新見正伸	小性組	新見正具	船手	享保11（1726）11/28 船手
飯塚忠餘	書院番	飯塚昭之	二丸留守居	享保1（1716）9/9 小納戸
磯野政武	書院番	磯野政防	小性	享保1（1716）6/25 小性
喜多村政峯	小性組	喜多村正矩	小性	享保1（1716）6/25 小性

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表13 享保20年（1735）に番入した惣領一覧②

惣領氏名	惣領の番入先	当主氏名	当主役職	当主の布衣役就任年月日
桜井信周	西丸書院番	桜井正充	天英院用人	正徳2（1712）6/16 小納戸
安藤信形	書院番	安藤信秀	月光院用人	享保9（1724）8/5 月光院用人
武川恒充	書院番	武川国隆	養仙院用人	享保17（1732）1/15 養仙院用人
太田正房	書院番	太田正員	利根姫用人	享保10（1725）1/28 西丸納戸頭

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表14 元文4年（1739）の惣領番入【総勢44名】

番入先（人数）	番入の理由（人数）	内訳	
		当主の役職	人数
小性組（20）	不明（20）	書院番番士	14
		西丸書院番番士	6
西丸小性組（4）	不明（4）	書院番番士	2
		西丸書院番番士	2
書院番（12）	不明（12）	小性組番士	6
		西丸小性組番士	6
西丸書院番（8）	不明（8）	小性組番士	6
		西丸小性組番士	2

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

まず、内訳をまとめた表11を見てみよう。当主の役職は全て諸大夫役・布衣役であり、そこには広敷用人が含まれ、さらに五番方の番士が含まれていない。表12は同年に番入した惣領の内から広敷用人の惣領を除いた一覧であるが、おしなべて足掛け十年以上の布衣役勤務がある。表13は広敷用人の惣領の一覧であるが、養仙院用人武川国隆は布衣役勤務が十年未満である。すなわち、同年の惣領番入でみられる傾向は十二年の傾向と一致するのである。即ち二十年の惣領番入は当主の勤務年数によるものと大奥からの推挙によるものであると推測されるのである。

元文四年の惣領番入

元文四年（一七三九）六月二十九日の惣領番入は表14の通りである。享保二十年と同じく『柳営日次記』に番入の理由が書かれていない。しかし武芸吟味による惣領番入があった享保九年、十五年の惣領番入と同様に両番番士の惣領が対象であることから、武芸吟味は実施され、その成績により番入があったものと考えられる。

表15は同年番入した惣領四十四名の一覧である。小性組六組、西丸小性組四組、書院番八組、西丸書院番四組、それぞれから二名ずつ番入している。この内、一名が足掛け三十年を越えて勤務し、もう一人が十数年から二十数年程度の勤務年数に留まっている組がほとんどである。享保十五年の事例で明らかにした通り、当主の勤務

表15 元文4年(1739)に番入した惣領一覧

惣領氏名	惣領の番入先	当主氏名	当主の所属する組	当主の番入年月日
河野通賢	西丸書院番	河野通春	小性組(青山備後守組)	宝永2(1705)10/13
本多久時	書院番	本多久命	〃	宝永1(1704)6/11
千村某	書院番	千村政時	小性組(皆川山城守組)	享保3(1718)3/16
野々山兼有	西丸書院番	野々山元長	〃	宝永2(1705)10/13
片岡信允	西丸書院番	片岡和隆	小性組(神尾大和守組)	正徳3(1713)5/18
松田某	〃	松田某	〃	宝永1(1704)6/11
織田信允	書院番	織田長喬	小性組(松平豊前守組)	宝永1(1704)6/11
大河原信良	〃	大河原光良	〃	宝永6(1709)4/6
竹川明清	西丸書院番	竹川明荅	小性組(松平采女正組)	享保9(1724)10/9
鳥居信久	書院番	鳥居信安	〃	宝永2(1705)10/13
内藤正秀	書院番	内藤正統	小性組(佐野中兵衛尉組)	宝永6(1709)4/6
遠山兼忠	西丸書院番	遠山貫慶	〃	宝永6(1709)4/6
小花和成広	書院番	小花和成興	西丸小性組(丹羽五左衛門組)	正徳3(1713)5/18
松野親喜	西丸書院番	松野親移	〃	享保9(1724)10/9
水野忠祇	西丸書院番	水野忠福	西丸小性組(柴田但馬守組)	享保9(1724)10/9
朝比奈泰輝	書院番	朝比奈泰尚	〃	宝永4(1707)11/18
曾根長頭	書院番	曾根定信	西丸小性組(中根大隅守組)	享保3(1718)3/16
松平康敬	〃	松平康門	〃	元禄6(1693)12/9
瀧川一因	書院番	瀧川一?	西丸小性組(松平備後守組)	宝永6(1709)4/6
小堀政明	〃	小堀政良	〃	享保3(1718)3/16
土岐頼門	小性組	土岐頼在	書院番(青山丹後守組)	享保3(1718)3/16
遠山景次	西丸小性組	遠山景信	〃	宝永6(1709)4/6
本多正尹	小性組	本多正孟	書院番(高力撰津守組)	正徳3(1713)3/11
土岐頼克	〃	土岐頼堅	〃	元禄14(1701)4/23
阿部正輔	小性組	阿部正敏	書院番(酒井越中守組)	享保2(1717)3/18
三枝国中	〃	三枝守景	〃	元禄11(1698)3/19
窪田正忠	小性組	窪田正勝	書院番(米津周防守組)	正徳3(1713)5/18
山本正守	〃	山本正伸	〃	宝永6(1709)4/6
大井昌克	小性組	大井昌全	書院番(戸田備後守組)	正徳3(1713)5/18
戸川安長	〃	戸川安通	〃	宝永1(1704)6/11
永井尚照	小性組	永井尚広	書院番(嶋津山城守組)	享保7(1722)3/28
神保長照	〃	神保長休	〃	宝永6(1709)4/6
松平正淳	小性組	松平正命	書院番(船越駿河守組)	享保12(1727)5/21
布施正久	西丸小性組	布施正隆	〃	宝永6(1709)4/6
上田貞朋	小性組	上田敬貞	書院番(大久保対馬守組)	享保1(1716)3/12
菅沼定矩	〃	菅沼定泰	〃	宝永6(1709)4/6
大野定良	小性組	大野定穩	西丸書院番(青木縫殿頭組)	宝永6(1709)4/6
斎藤正右	〃	斎藤正久	〃	享保4(1719)10/18
依田盛憲	西丸小性組	依田盛紀	西丸書院番(水野河内守組)	宝永6(1709)2/21
山口直救	小性組	山口直倫	〃	享保13(1728)9/13
斎藤総摸	小性組	斎藤総成	西丸書院番(酒井出雲守組)	享保7(1722)2/7
南条俊名	〃	南条俊賢	〃	宝永6(1709)4/6
神忠強	西丸小性組	神忠聰	西丸書院番(戸田遠江守組)	元禄11(1698)8/18
河野通虎	小性組	河野通壽	〃	享保9(1724)10/9

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表16 寛保2年(1742)の惣領番入【総勢97名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(8)	武芸/当主(8)	新番組頭	2
		大番組頭	6
書院番(7)	武芸/当主(7)	大番組頭	7
西丸書院番(1)	武芸/当主(1)	新番組頭	1
大番(63)	武芸/当主(8)	納戸組頭	2
		小十人組頭	3
		西丸小十人組頭	1
	武芸吟味(36)	新番番士	6
		西丸新番番士	2
		腰物方	1
		納戸番	1
		西丸納戸番	1
		大番番士	25
		当主の勤務年数(19)	新番番士
	西丸新番番士		2
	納戸番		1
	小十人組(19)	武芸吟味(11)	小十人組番士組
西丸小十人組番士			4
当主の勤務年数(8)		小十人組番士組	6
		西丸小十人組番士	2

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

年数による番入も武芸吟味と同じく組ごとの選出であるから、断言はできないものの一名が武芸吟味、一名が当主の勤務年数による番入であったと考えられる(無論、二名とも武芸吟味による番入であった可能性もある)。

表17 大番からの番入

組名	番入の理由	人数
堀式部少輔組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
青山備後守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
本多兵庫頭組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
有馬備後守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
杉浦出雲守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
朽木和泉守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
本庄大和守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
藤堂肥後守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
酒井越中守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
菅沼織部組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
井上遠江守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1
堀田出羽守組	武芸吟味	2
	当主の勤務年数	1

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

寛保二年の惣領番入

寛保二年(一七四二)十二月三日に実施された惣領番入の内訳は表16の通りである。総勢九十七名の番入である。同年の惣領番入について、『柳営日次記』には武芸吟味による番入、当主の年数による惣領番入の他、「芸術年数⁽³⁰⁾付」惣領番入との表記がある。表16の「番入の理由」欄に「武芸/当主」としてあるのがそれである。「芸術」とは武芸吟味による惣領番入であろうし、「年数」とは当主の勤務年数による惣領番入であろう。それぞれの惣領の番入理由を書き分ける手間を省いたものと推測される。

次に、番士の惣領はどうであったか。元文四年(一七三九)の惣

領番入で両番番士の惣領が対象とされた故か、同年の惣領番入に於いては大番・新番・小十人組番士の惣領が対象とされている。表17は大番各組からの惣領番入をまとめたものである。それぞれ武芸吟味による番入が二名、当主の勤務年数による番入が一名である。表18は新番、表19は小十人組からの惣領番入をまとめた表である。それぞれ武芸吟味による番入が一名、当主の勤務年数による番入が一名。小十人組については当主の勤務年数による番入が無かった組があるが、おおむねはこの通りである。

小括

以上、享保九年（一七二四）から寛保二年（一七四二）に至る、吉宗治世下で実施された惣領番入について見てきた。

実質的に武芸吟味による選抜のみで始まった惣領番入制度は、当主の勤務年数という基準を加え、年々その規模を拡大し、総勢で四九六名の惣領が番入を果たしている。第一節で取り上げた「惣領番入」制度の規模には及ばないものの、結果的には相当の人数が番入している。

武芸吟味による番入と当主の勤務年数による番入との関係についても整理しておこう。これまでの事例で明らかな通り、五番方番士の惣領が対象に加えられている事例の場合（享保九年、十年、十五年、十六年、元文四年、寛保二年）、内訳を見る限り、必ず武芸吟味は実

表19 小十人組からの番入

組名	番入の理由	人数
鈴木源五右衛門組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
佐野次郎太郎組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
中嶋百助組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
酒井吉右衛門組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	0
堀甚五兵衛組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
榊原大膳組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
有馬兵藏組	武芸吟味	1
(西丸小十人組)	当主の勤務年数	1
諏訪勘兵衛組	武芸吟味	1
(西丸小十人組)	当主の勤務年数	0
山高左大夫組	武芸吟味	1
(西丸小十人組)	当主の勤務年数	0
蜂屋半之丞組	武芸吟味	1
(西丸小十人組)	当主の勤務年数	1

・『柳營日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表18 新番からの番入

組名	番入の理由	人数
仙石次兵衛組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
松前八兵衛組	武芸 / 当主	1
	武芸 / 当主	1
高田忠右衛門組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
菅沼民部組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
菅沼主膳正組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
高山安左衛門組	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
市川十次郎組 (西丸新番)	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1
神保四郎右衛門組 (西丸新番)	武芸吟味	1
	当主の勤務年数	1

・『柳營日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

施されており、さらに当主の勤務年数による惣領番入に比して武芸吟味による番入の人数は常に優越している。これに対し、当主の勤務年数が番入理由の中心となった享保十二年、二十年の場合、対象となつているのは布衣役以上の役職従事者の惣領であり、番士の惣領は見当たらない。以上の点からは、武芸吟味（及び武芸吟味による番入）とは番士の惣領が主たる対象であつたということが分かる。番士の惣領にとつて、番入に武芸吟味を受けるということが当然の話として受け取られていたことであろう。番士の惣領に対する選考にあつては武芸吟味が中心であり続けるのである。

第二章 惣領番入制度の内実

第一節 組内からの選出

前章に於いて、惣領番入制度の概要については明らかにした。五番方番士の惣領の番入にあつては一貫して武芸吟味の重要性が保たれたことがその最も大きな特徴である。本章では、第一章の分析から導き出されたこの特徴について、享保十五年の惣領番入を題材として、様々な角度からその精度を高めようとする（適宜表8も参照されたい）

勤務年数による番入の限界

まずは、当主の勤務年数による惣領番入について、その限界を取

り上げる。同年、この選抜方法で番入した惣領について、『柳営日記』には「親共久々御番相勤候⁽³¹⁾」という注釈が付されているが、これでは具体性に欠ける。前章に於いて各組の選別であるということ述べたが、厳密に言うならば、「組ごとにも最も勤務年数の長い番士の惣領が選出された」ということになる。以下、この点を証明する。

表20は『御番士代々記』から作成した、同年八月十九日段階での小性組滝川播磨守組番士の一覧である。また、表21は同じく書院番大久保豊前守組の番士一覧である。

二つの表から明らかな通り、最も古株の（勤務年数の長い）番士はそれぞれ小倉正矩（表20の1）、内藤信政（表21の1）であり、両名の惣領は当主の勤務年数による番入を果たしている。この様な傾向は他の組でも同様であり、小性組松平下野守組の山本邑旨や阿部志摩守組の服部信解⁽³²⁾、三浦玄蕃組の三浦正良⁽³³⁾、水野河内守組の彦坂元晴⁽³⁴⁾、書院番久貝忠左衛門組の嶋津久周⁽³⁵⁾や高木伊勢守組の松崎忠延⁽³⁶⁾、西丸書院番藤堂肥後守組の塚原昌親⁽³⁷⁾、酒井豊前守組の御手洗正矩⁽³⁸⁾、酒井伯耆守組の松前広屯⁽³⁹⁾は組中で最も勤務年数が長く、惣領は当主の勤務年数による番入を果たしている。

これに当てはまらない組もあるが、説明はつく。例えば小性組青山丹後守組であるが、同組加藤忠政は元禄八年（二六九五）からの勤務で、惣領の忠道が勤務年数により番入している⁽⁴⁰⁾。これに対して

表20 小性組滝川播磨守組の番士一覧

No.	家禄	当主の氏名	当主の番入時期等
1	1200石	小倉正矩 ◎惣領正房が当主の勤務年数により番入 (十兵衛、忠右衛門) ※一学	元禄4(1691)12/2 部屋住より 正徳4(1714)11/29 家督相続
2	400俵	本多久命 (与惣左衛門)	宝永1(1704)6/11 小普請より
3	500石	椿井政好 (喜之助) ※数馬	宝永2(1705)10/13 小普請より
4	500石	九鬼隆之 (左兵衛、十兵衛) ※孫四郎	宝永2(1705)10/13 小普請より
5	300俵	河野通春 (孫四郎、権兵衛)	宝永2(1705)10/13 小普請より
6	500石	榊原秀豊 (内匠、権右衛門) ※七左衛門	宝永4(1707)11/18 小普請より
7	1300石	佐久間信詮 (宇右衛門) ※右衛門八	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保5(1720)5/23 家督相続
8	400俵	小俣敬中 (宮内、七郎左衛門) ※喜太郎	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保9(1724)12/12 家督相続
9	400俵	諏訪正晴 ◎惣領正倫が武芸吟味にて番入 (庄次郎)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 正徳3(1713)2/26 家督相続
10	600石	花房正敏 (式部、兵右衛門) ※勝之助	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保17(1732)12/27 家督相続
11	300石	安西元春 (喜右衛門、甚兵衛)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保10(1725)/5/27 家督相続
12	300俵	朝岡國隆 (新七郎) ※鍋之助	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保12(1727)4/21 家督相続
13	1480石	寛為照 (半四郎) ※元次	宝永6(1709)4/6 部屋住より 正徳3(1713)12/27 家督相続
14	700石	深津正房 ◎惣領正尚が武芸吟味にて番入 (一学、八郎右衛門)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保7(1722)7/11 家督相続
15	300石 ※200石100俵	横田栄松 (半十郎、十郎兵衛、沓岐守) ※竹次郎、小十郎	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保19(1734)12/7 家督相続
16	500石	松崎良時 (善兵衛)	正徳3(1713)9/18 小石川御殿奉行より
17	400俵	榊原清庸 ※久敬 (織江、彦九郎)	享保3(1718)3/16 小普請より
18	1000石	荒川匡富 (宮内、助九郎)	享保4(1719)10/18 小普請より
19	1000石	内藤信安 (主計) ※荒之助	享保4(1719)10/18 小普請より
20	700石	阿部正在 (三次郎)	享保4(1719)10/18 小普請より
21	600石	山木正信 (菅太郎、五郎左衛門、筑前守)	享保4(1719)10/18 小普請より
22	400石	木村安根 ※安益 (新蔵)	享保4(1719)10/18 小普請より
23	300俵	富永泰兼 (長次郎、孫大夫)	享保4(1719)10/18 小普請より
24	300俵	戸川安章 (権左衛門)	享保4(1719)10/18 小普請より

25	300俵	小笠原正淳 (孫次郎) ※熊之助	享保4(1719)10/18 小普請より
26	1400石	赤井忠通 ※忠道 (采女、修理、五郎作) ※宗五郎、兵大夫	享保9(1724)7/26 部屋住より 享保15(1730)8/5 家督相続
27	※550石	富永記浮 (平助)	享保9(1724)7/26 部屋住より 延享4(1747)6/7 大御所附御膳奉行 宝暦4(1754)6/2 家督相続
28	3000石	岡部長威 ※長臈 (大学、主水) ※岩之丞	享保9(1724)10/9 寄合より
29	600石	長田安都 (半助、新右衛門)	享保9(1724)10/9 寄合より
30	2000石	三好善政 ※久政 (監物、主膳) ※駒之丞、帯刀	享保9(1724)10/9 小普請より
31	1000石	佐橋佳遠 (左門、甚兵衛) ※辰之助	享保9(1724)10/9 小普請より
32	1000石	朝比奈義忠 (百助)	享保9(1724)10/9 小普請より
33	1000石	中根政秀 (図書) ※伝三郎	享保9(1724)10/9 小普請より
34	600石	疋田正誰 (庄右衛門、帯刀、左門、喜右衛門) ※百助	享保9(1724)10/9 小普請より
35	600石	小栗信道 (吉之丞) ※十郎右衛門	享保9(1724)10/9 小普請より
36	500石	曾我助理 (権次郎) ※六之介、十左衛門、十左衛門	享保9(1724)10/9 小普請より
37	300石	小倉正致 (源五郎)	享保9(1724)10/9 小普請より
38	300俵	朝倉教周 (松之助、縫殿、武左衛門)	享保9(1724)10/9 小普請より
39	1500石	寛正逸 (新之助、新兵衛)	享保12(1727)5/21 部屋住より 享保17(1732)8/5 家督相続

・『御番士代々記』(『御小性組一番名前目録』)、『寛政重修諸家譜』より作成した

・※は『寛政重修諸家譜』による修正である

同組の太田資光は天和三年(一六八三)から勤務しており、忠政の勤務年数とは十年以上の差がある。しかし資光惣領の資盛は元禄六年に番入しており(惣領番入)、惣領番入の対象からは外れるのである。小性組松平阿波守組の場合も、勤務年数により惣領が番入した山高信礼は元禄十五年からの勤務、同組には元禄十年から勤務している加藤正英⁽⁶⁶⁾がいるが、正英惣領の正名は享保九年に番入しており(惣領番入)、やはり惣領番入の対象からは外れる。

また、惣領の年齢も関係していた様である。表22は同年に番入した惣領の年齢(数え年)の一覧である。年齢が不明の事例もあるが、上は四十九歳(深津政孟、表22の20)から下は十七歳(下曾根信一、表22の34)、平均して二十八歳である。この観点から判断すると、例えば書院番戸田土佐守組の松平隆任惣領隆堯は当時十四歳⁽⁶⁷⁾で、明らかに若すぎる。隆任は元禄九年からの勤務であり、宝永元年(一七〇四)からの勤務である同組津田信成⁽⁶⁸⁾よりも古株であるにも関わらず、信成惣領(信英、二十八歳、表22の48)が勤務年数により番入した

表21 書院番大久保豊前守組の番士一覧

No.	家禄	当主の氏名	当主の番入時期等
1	300石	内藤信政 ※章重 ◎惣領政植が当主の勤務年数により番入 (虎之助、八左衛門、久四郎)	天和1(1681)2/26 小普請より
2	600石	小笠原長方 (八右衛門) ※平十郎	元禄6(1693)12/9 部屋住より 宝永5(1708)-/- 家督相続 ※宝永5/11/29
3	300俵	小林正賀 (平助、権八郎)	元禄6(1693)12/9 部屋住より 享保14(1729)1/1 家督相続
4	300俵	青山長恒 (善左衛門) ※善五郎	元禄7(1694)閏5/6 新番より
5	600石	土岐頼賢 ※頼之、頼堅 (縫殿助、藤兵衛) ※内蔵助	元禄14(1701)4/23 小普請より
6	300俵	栗原利規 (仁右衛門) ※主馬助、長右衛門	宝永1(1704)6/11 小普請より
7	500石	堀利照 (喜兵衛、七郎兵衛) ※七十郎、七郎五郎、太郎左衛門	宝永3(1706)4/12 部屋住より ※元禄6/12/9 享保8(1723)9/2 家督相続
8	580石2斗 ※580石余	青木信祐 (与十郎、与兵衛、与右衛門) ※弥三郎	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保8(1723)7/23 家督相続
9	1000石	松平忠陣 (孫三郎) ※吉之助	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保10(1725)10/6 家督相続 ※享保20/10/6
10	600石	久津見息信 (又八、又助) ※清吉	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保9(1724)12/25 家督相続
11	600石	内藤清賢 (平十郎)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保2(1717)10/19 家督相続 ※享保2/10/9
12	300石	西尾教邦 (七三郎、与三右衛門)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 正徳1(1711)12/19 家督相続
13	500石	前田定信 (新五郎)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保4(1719)9/8 家督相続 ※享保4/11/27
14	750石	間宮信之 (一学) ※長兵衛	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保4(1719)8/29 家督相続 ※享保4/11/2
15	600石	細井勝峯 (左兵衛、宗八郎)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保19(1734)10/9 家督相続
16	1300石	桜井勝興 (又左衛門、庄之助)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保2(1717)8/16 家督相続
17	300俵	藤堂良帷 ※良永 (弥十郎、九郎左衛門)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 正徳2(1712)11/13 家督相続
18	400石	戸田政奉 ◎惣領政珍が武芸吟味にて番入 (弥一右衛門)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 宝永6(1709)12/27 家督相続
19	1000石	大井政有 (午之助、庄十郎) ※牛之助	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保16(1731)11/9 家督相続
20	500石	中川忠恒 (吉右衛門)	宝永6(1709)4/6 部屋住より 享保10(1725)5/2 家督相続
21	450俵	内藤正儀 (助五郎、十郎左衛門)	宝永7(1710)5/26 部屋住より 正徳5(1715)12/11 家督相続
22	800石	本多正孟 (平右衛門) ※半之丞	正徳3(1713)3/11 小普請より
23	800俵 ※800石	猪飼正昌 (半之丞、半左衛門) ※半之助	正徳3(1713)3/11 小普請より
24	750石	大河内忠政 ◎惣領政珍が武芸吟味にて番入 (源次郎、丹下)	正徳3(1713)3/11 小普請より
25	500石	大河内政音 (民部、善一朗) ※式部	正徳3(1713)3/11 小普請より
26	300俵	松平乗芳 (主馬)	正徳4(1714)11/28 小普請より ※享保12(1727)5/21 寛保1(1741)7/晦 家督相続前に死去(-)
27	400俵	内藤光恒 (新次郎、新五右衛門) ※新五郎、伝十郎	享保1(1716)5/16 小納戸より 享保2(1717)4/26 家督相続

28	900石	内藤忠郷 (頼母) ※金次郎、甚五左衛門	享保4(1719)10/18 小普請より
29	600石	馬場利永 (左門、藤十郎)	享保4(1719)10/18 小普請より
30	600石	長田正武 (民部、兵左衛門) ※万五郎	享保4(1719)10/18 小普請より
31	300石	梶正峰 (与九郎)	享保4(1719)10/18 小普請より
32	1678石7斗 ※1670石余	竹尾俊将 (四郎兵衛)	享保8(1723)4/3 小普請より
33	1000石	一尾安通 (伊織) ※善三郎	享保8(1723)4/3 小普請より
34	750石	松平忠隆 ※忠陸 (伊織、帯刀、玄蕃頭、駿河守)	享保8(1723)4/3 小普請より
35	500石	多賀常昭 (外記) ※午之助、大助	享保8(1723)4/3 小普請より
36	300石	織田信豊 (長次郎)	享保8(1723)4/3 小普請より
37	300俵	久松定堅 (弥一郎) ※兵吉	享保8(1723)4/3 小普請より
38	300俵	小出栄応 (空助)	享保8(1723)4/3 小普請より
39	250石 ※245石5俵	大草忠直 (吉助、吉左衛門)	享保10(1725)10/25 部屋住より 元文2(1737)5/3 家督相続
40	1200石	榊原忠久 (内蔵之丞、八兵衛) ※源次郎	享保12(1727)5/21 部屋住より 享保14(1729)12/11 家督相続
41	600石	末高政常 (貞五郎)	享保12(1727)5/21 部屋住より 元文3(1738)12/27 家督相続
42	500石	瀬名義珍 ※貞孝 (伝右衛門) ※熊之助	享保12(1727)5/21 部屋住より 享保12(1727)9/4 家督相続

・『御番士代々記』(『御書院番二番名前目録』)、『寛政重修諸家譜』より作成した

・※は『寛政重修諸家譜』による修正である

のはこの辺りの事情が影響していると思われる。同じことは書院番秋元隼人正組⁽¹⁾や水谷出羽守組⁽²⁾の事例にも当てはまる。

以上の分析から、「組」ことに最も勤務年数の長い番士の惣領が選出⁽¹⁾されるという原則が確認された。この原則は、武芸吟味の重要性を逆の角度から照射している。即ち、最も古株の番士とは常に一人しかあり得ず、それは惣領本人の力で左右することは出来ない。即ち、武芸吟味による番入の方が遥かに可能性のある話であって、努力次第でその道は開けるのである。

禄高との関係

惣領の選出に、それぞれの家の禄高は影響していたのであろうか。武芸吟味の裏で、禄高が物を言ったということはないのであろうか。表23は、同年に番入した惣領の家禄をまとめたものである。禄高三千五百石の家の惣領である佐野仲行(表23の59)から三百俵の服部保教や竹田政行(表23の4、8)まで相当の隔たりがあることが見て取れる。この時点で禄高とは無関係であることが分かるが、組内ではどうであろうか。

表20からは、武芸吟味にて惣領が番入した諏訪正晴(表

表22 番入時の年齢

No.	惣領氏名	年齢(数え年)	No.	惣領氏名	年齢(数え年)
1	深津正尚	35	31	美濃部茂英	19
2	諏訪正倫	26	32	長谷川正直	21
3	小倉正房	28	33	福島正武	不明
4	服部保教	25	34	下曾根信一	17
5	近藤正利	44	35	川口長達	26
6	三浦正経	不明	36	佐野某	不明
7	金田正弥	23	37	鈴木政成	29
8	竹田政行	27	38	酒依義武	22
9	山本邑貞	34	39	嶋津久菫	36
10	嶋田直良	36	40	田付景林	22
11	諏訪頼純	28	41	春田直庸	22
12	服部信隆	26	42	天野成政	26
13	中山時庸	23	43	山本雅摠	31
14	深津正峯	20	44	松浦信秀	23
15	彦坂晴允	26	45	松崎忠富	29
16	児玉直等	24	46	松平親精	23
17	佐々正重	22	47	三田伴成	19
18	加藤忠道	26	48	津田信英	28
19	横山知盈	21	49	永田忠方	31
20	深津政孟	49	50	松平近繁	不明
21	山高信蔵	28	51	松下綱平	30
22	堀長寛	26	52	松平康当	23
23	須田盛与	33	53	坂部勝興	36
24	朝比奈勝乗	25	54	塚原昌博	32
25	小長谷政芳	20	55	徳永昌尚	29
26	内藤種丈	31	56	西尾教安	34
27	天野雄好	32	57	御手洗正良	34
28	戸田政珍	25	58	六郷政豊	25
29	大河内忠恒	23	59	佐野伸行	22
30	内藤政植	38	60	松前報広	48

・『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』から作成した

20の9)の禄高が四百俵であり、組中に於いて低いことが分かる。さらにこの点を際立たせる為、表24を見てみよう。表24は表20の番士一覽より享保十五年八月十九日段階で確実に惣領のいる番士のみを抽出し、『寛政重修諸家譜』からそれぞれの惣領とその年齢を加えたものである。武芸吟味を受けた惣領がどれだけいたかは不明であるが、本多久命や椿井正好、榊原秀豊、松崎良時らの惣領(表24の2、3、4、10)は年齢的にも武芸吟味を受けた可能性が高い。諏訪正晴の惣領は、これらの惣領の中から番人を勝ち取ったのであり、禄高が無関係であることは明らかである。

また、同じく表21から表24と同じ条件で番士を抽出したのが表25であるが、ここからも同じ傾向が読み取れる。年齢から判断して、武芸吟味を受けた可能性があるのは小林正賀、青山長恒、内藤清賢、細井勝峯、藤堂良帷、一尾安通らの惣領であろう(表25の2、3、7、11、12、13、21)。この内、家禄が戸田政奉(四百石)よりも高いのは内藤(六百石)、細井(六百石)、桜井(千三百石)、一尾(千石)四名であり、やはり禄高に関係無く政奉の惣領が番入したことは間違い無い。

以上、武芸吟味は家禄の高下に関わらず判断が下されるといことが明らかになった。

番入出来なかった惣領

同年の惣領番入で落選してしまった惣領の、その後の役職遍歴はどうであったか。

表26は、表24、表25より、同年の武芸吟味を受けた可能性の高い惣領を抽出したものである。小林正賀や青山長聴、細井勝美、桜井依勝の場合(表26の5、6、8、9)、同年の惣領番入から程なくして当主が致仕(引退)・死亡して、早い段階で家を継ぎ、その後数年で両番番士になっている。椿井安長や榊原有秀も、右の四人ほどではないものの、比較的早い段階で家督を相続し、番入している。

藤堂良永はどうか(表26の10)。父良帷は宝暦七年(二七五七)に七十二歳で致仕し、当時四十四歳の良永が家督を相続、翌年には小性組番士となり、天明三年(二七八三)に老齢により辞職するまで(七十歳)、二十六年の長きにわたり小性組番士を勤める。一尾安通は寛延元年(一七四八)、三十八歳で家督を相続したもののその翌年には死去する。早世してしまつた一尾はともかくとして、良永の場合はそのなりに順調な役職遍歴であつたのではないか。

この様に、惣領の内に番入が出来なかつたとしても、両番番士になれる家は元々家格は高いのであつて、家督相続さえ済ませれば数年の内に番入出来るのである。しかし、もしも家督相続が遅ればどうなるのか。例えば、松崎良純(表26の4)である。良純の父松崎良時は正徳三年(一七一三)から延享二年(一七四五)まで小性

表23 番入時の禄高

No.	惣領氏名	惣領の家の禄高	No.	惣領氏名	惣領の家の禄高
1	深津正尚	700石	31	美濃部茂英	510石余
2	諏訪正倫	400俵	32	長谷川正直	1450石余
3	小倉正房	1200石	33	福嶋正武	500石
4	服部保教	300俵	34	下曾根信一	900石
5	近藤正利	330俵余	35	川口長達	300石
6	三浦正経	800石	36	佐野某	700石
7	金田正弥	1050石余	37	鈴木政成	1000石
8	竹田政行	300俵	38	酒依義武	430石余
9	山本邑貞	300石	39	嶋津久菫	500石
10	嶋田直良	300俵	40	田付景林	300俵
11	諏訪頼純	700石	41	春田直庸	500石
12	服部信隆	1200石	42	天野成政	500石
13	中山時庸	1500石	43	山本雅摠	600石余
14	深津正峯	750石	44	松浦信秀	400石
15	彦坂晴允	600石	45	松崎忠富	500石
16	児玉直等	300俵	46	松平親精	700石
17	佐々正重	200石100俵	47	三田伴成	300俵
18	加藤忠道	600石	48	津田信英	300俵
19	横山知盈	500石	49	永田忠方	300俵
20	深津政孟	500石	50	松平近繁	300俵
21	山高信蔵	1800石	51	松下綱平	500石
22	堀長寛	500石	52	松平康当	300石
23	須田盛与	450俵	53	坂部勝興	300俵
24	朝比奈勝乗	500石	54	塚原昌博	450石
25	小長谷政芳	1000石	55	徳永昌尚	1100石
26	内藤種丈	600石	56	西尾教安	300俵
27	天野雄好	1800石	57	御手洗正良	500石
28	戸田政珍	400石	58	六郷政豊	600石
29	大河内忠恒	750石	59	佐野仲行	3500石
30	内藤政植	300石	60	松前報広	500石

・『柳營日記』、『寛政重修諸家譜』から作成した

表24 小性組滝川播磨守組内での競争

No.	家禄	当主の氏名	惣領（年齢）
1	1200石	小倉正矩	小倉正房（28） 当主の勤務年数により番入
2	400俵	本多久命	本多久時（28）
3	500石	椿井政好	椿井安長（25）
4	500石	榊原秀豊	榊原有秀（23）
5	400俵	小俣敬中	小俣政章（9）
6	400俵	諏訪正晴	諏訪正倫（26） 武芸吟味により番入
7	1480石	笈為照	笈為昇（5）
8	700石	深津正房	深津正尚（35） 武芸吟味により番入
9	300石※200石100俵	横田栄松	横田尚松（16）
10	500石	松崎良時	松崎良純（36）
11	400俵	榊原清庸	榊原久友（13）
12	1000石	荒川匡富	荒川匡武（年齢不詳）
13	1000石	内藤信安	内藤信就（9）
14	600石	山木正信	山木正篤（6）
15	400石	木村安根 ※安益	木村安存（6）
16	300俵	戸川安章	戸川安勝（11）
17	300俵	小笠原正淳	小笠原正方（1）
18	1400石	赤井忠通 ※忠道	赤井忠晶（4）
19	3000石	岡部長威 ※長臧	岡部威衍（7）
20	600石	疋田正誰	疋田正綱（17）
21	600石	小栗信道	小栗信久（2）
22	500石	曾我助理	曾我某（年齢不詳）
23	300俵	朝倉教周	朝倉勝寿（3）
24	1500石	笈正逸	笈正知（11）

・『御番士代々記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表25 書院番大久保豊前守組内での競争

No.	家禄	当主の氏名	惣領(年齢)
1	300石	内藤信政 ※章重	内藤政植 (38) 当主の勤務年数により番入
2	300俵	小林正賀	小林正勝 (23)
3	300俵	青山長恒	青山長勝 (26)
4	580石2斗 ※580石余	青木信祐	青木信任 (2)
5	1000石	松平忠陣	松平忠暁 (11)
6	600石	久津見息信	久津美息満 (13)
7	600石	内藤清賢	内藤清勝 (17)
8	300石	西尾教邦	西尾教邦 (16)
9	500石	前田定信	前田定儀 (23)
10	750石	間宮信之	間宮信命 (10)
11	600石	細井勝峯	細井勝美 (21)
12	1300石	桜井勝興	桜井依勝 (20)
13	300俵	藤堂良帷	藤堂良永 (17)
14	400石	戸田政奉	戸田政珍 (25) 武芸吟味にて番入
15	500石	中川忠恒	中川忠光 (10)
16	800俵 ※800石	猪飼正昌	猪飼正辰 (年齢不詳)
17	750石	大河内忠政	大河内忠恒 (23) 武芸吟味にて番入
18	300俵	松平乗芳	松平乗守 (9)
19	400俵	内藤光恒	内藤光保 (3)
20	600石	長田正武	長田正統 (4)
21	1000石	一尾安通	一尾通春 (20)
22	300俵	小出栄応	小出英雄 (7)

・『御番士代々記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

表26 番入出来なかった惣領(滝川播磨守組、大久保豊前守組)

No.	惣領(享保15年時の年齢)	惣領の家督相続、番入(年齢)
1	本多久時 (28)	元文4 (1739) 6/29 書院番 (37) 宝暦1 (1751) 11/4 家督相続 (49)
2	椿井安長 (25)	延享1 (1744) 11/2 家督相続 (39) 同4 (1747) 3/26 小性組 (42)
3	榊原有秀 (23)	寛保1 (1741) 4/5 家督相続 (34) 同2 (1742) 7/3 書院番 (35)
4	松崎良純 (36)	寛延2 (1749) 12/18 家督相続 (55) 同3 (1750) 4/3 書院番 (56)
5	小林正勝 (23)	享保17 (1732) 11/7 家督相続 (25) 元文3 (1738) 12/4 西丸小性組 (31)
6	青山長勝 (26)	享保18 (1733) 12/4 家督相続 (29) 同20 (1735) 7/12 小性組 (31)
7	内藤清勝 (17)	宝暦12 (1762) 10/5 家督相続 (49) 明和3 (1766) 2/16 西丸小性組 (53)
8	細井勝美 (21)	享保20 (1735) 5/6 家督相続 (26) 同年8/23 書院番 (〃)
9	桜井依勝 (20)	享保16 (1731) 12/27 家督相続 (21) 享保20 (1735) 4/9 小性組 (25)
10	藤堂良永 (17)	宝暦7 (1757) 10/16 家督相続 (44) 同8 (1758) 2/20 小性組 (45)
11	一尾通春 (20)	寛延1 (1748) 9/3 家督相続 (38) 寛延1 (1748) 閏10/9 西丸書院番 (〃)

・『御番士代々記』、『寛政重修諸家譜』より作成した

組番士を勤め、寛延二年（一七四九）八十五歳で致仕、良純が家督を相続する。この間、享保十五年（一七三〇）の惣領番入以外にも享保九年・元文四年（一七三九）に両番番士の惣領を対象とした惣領番入があった筈であるが、良純はいずれも落選してしまった様である（何らかの事情で武芸吟味を受けなかった可能性もあるが）。惣領番入出来ぬまま、ようやく家督相続をした時点で良純は既に五十五歳。翌年には書院番番士になるものの、その九年後、宝暦九年（一七五九）には死去する（六十五歳⁷⁶）。

内藤清勝（表26の7）も良純と同様の役職遍歴である。清勝の父、清賢は宝永六年（一七〇九）から寛延二年（一七四九）まで書院番番士を勤め、宝暦十二年（一七六二）に死去（七十八歳）、清勝は四十九歳で家督を相続する。惣領番入が叶わぬままの家督相続である。家督相続から四年後の明和三年（一七六六）には書院番番士になるものの、九年後の安永四年（一七七五）には死去する（六十二歳⁷⁷）。

松崎良純や内藤清勝の様な事態に陥るのを惣領番入によって避けたのが本多久時（表26の1）である。久時は十五年の番入こそ叶わなかったものの、元文四年（一七三九）の惣領番入によって書院番に番入している（三十七歳、その後二十八年間勤務）。家督を相続したのは宝暦元年、四十九歳の時であるから、十二年の差がある訳である⁷⁸。

以上の事例からも明らか通り、家督を相続するのが遅れ、高齢

を迎えるまで役職に就けない可能性を鑑みれば、惣領の内に番入することの意味は極めて大きい。その際に、武芸吟味が重要な位置にあること（当主の勤務年数による番入は偶然性に左右されるものであること）、武芸吟味は家禄などで左右されるものではない以上、番入したい惣領は武芸に励むしかなかったのである。次節では惣領のまま番入することによってもたらされる恩恵について、最終的な結論を出したい。

第二節 惣領のまま番入することの利点

惣領番入は惣領にとつてどれほどの恩恵になったのか。まず考えられるのが、役料の支給、収入の増加であろう。惣領番入によって書院番に番入すると、切米三百俵が支給される⁷⁹。例えば小性組三浦玄蕃頭組より番入した服部保教（表23の4）であれば、当主の家禄三百俵に加えて、保教にも三百俵が支給されるわけであるから、服部家の収入は倍増することになる。これが恩恵のひとつであるが、果たしてそれだけに留まるものであったか。即ち、昇進との関係がどうであったのかを明らかにせねば、惣領番入によって得られる恩恵を解き明かしたことはなるまい。

表27は享保十五年（一七三〇）に番入した惣領の経歴の一覧であり、当主や先代当主の経歴を併せたものである。表内の28を見てみよう。惣領の小長谷政房が布衣役である小性組頭まで昇進してい

るのに対し、当主の友長・先代の政友は書院番番士で生涯を終えている。『寛政譜』によるとこの家系で布衣役にまで昇進したのは政房が初めてである。⁽⁸¹⁾

31の大河内忠恒は番入後二年で布衣役である小納戸になっていく。大河内家にとっては先々代の忠次が納戸頭まで昇進して以来、無役のままであった先代忠勝、書院番番士のもう一人であった当主忠政を経て、久しぶりの布衣役昇進者である。⁽⁸²⁾

39の山本雅摠は、先代正貞が小性組番士、当主正延が書院番番士のままであるのに対し、番入後十二年で小性組組頭に昇進している。

これらの事例からは、惣領番入と昇進が密接に絡み合っているように思える。しかし、それを覆す反例は多々ある。たとえば19の嶋田直良であるが、先代直勝、当主直寛同様、当人も両番番士のままその役職遍歴を終えている。惣領本人を含めて二代、番士のもう一人であった事例は二十例ほどある。

また、6の菅沼武勝に至っては当主定勝が小性組組頭、先手鉄炮頭といった番方の重要な役職に就いているにも関わらず、武勝自身は書院番番士のまま昇進することは無かった。26の堀長寛や27の須田盛与は、先代・当主共に布衣役を勤めているにも関わらず当人は書院番番士のもう一人であった。この様に、先代や当主が布衣役にまで昇進したにも関わらず惣領が番士のもう一人であった事例は二十例近く

ある。

或いは8の石巻康隆である。康隆は書院番番士を経て布衣役の徒頭に昇進しているが、それは先代・当主も同様である。10の牟礼葛貞も西丸小性組頭や先手鉄炮頭を歴任しているが、やはり先代・当主共に布衣役に就いている。布衣役に昇進したのが惣領のみではないという事例は十数例ある。

仮に惣領のまま番入ということが昇進に直結しているのであれば、この様な結果になるであろうか。惣領番入と昇進との関係は別の角度から考える必要があるが、実は既に答えは出ているのである。即ちそれは、第一節で取り上げた本多久時の事例である。

前節に於いて、本多久時が惣領番入したのは元文四年(三十七歳)、家督を相続したのが宝暦元年(四十九歳)、十二年の差があるとした。もしも久時が惣領番入の選から洩れ続けたとしたらこの十二年間は無職のままの部屋住を余儀なくされたわけである。同じことが、深津正峯(表27の21)や内藤種丈(表27の29)などの経歴からも分かる。

番入と家督相続の時期の差異という視点で、前述の大河内忠恒の経歴を再度確認してみよう(表27の31)。忠恒が小性組に番入したのは享保十五年、二十三歳の時である。その二年後に小納戸に昇進し、その後小性、小納戸と布衣役を勤め、原因は不明であるが、役職を辞して寄合に列している。この経歴は全て家督相続前なのであ

表 27 惣領・当主、先代当主の役職履歴

No.	惣領	当主	先代当主
1	松波正道〔武芸吟味〕 (善次郎) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(19) 同16(1731)8/24 相続前にて死去(20)	松波正春 (勘四郎・三郎兵衛/甚兵衛/筑後守) 元禄13(1700)7/11 家督相続(26) 同14(1701)8/26 桐間番(27) 宝永1(1704)7/28 小納戸(30) 同6(1709)2/21 書院番(35) 享保3(1718)閏10/19 徒頭(44) 同9(1724)11/15 目付(50) 同13(1728)11/28 小普請奉行(54) 同14(1729)12/25 勘定奉行(55) 元文1(1736)8/12 江戸町奉行(62) 同年9/1 大目付(々) 延享1(1744)6/2 死去(70)	松波正次 (種之助/甚左衛門) 貞享4(1687)12/9 家督相続(12) 元禄13(1700)2/20 無役のまま死去(25)
2	小普武第〔武芸吟味〕 (富之助/大宇/猪右衛門/備前守) 享保15(1730)8/19 書院番(22) 延享2(1745)12/27 家督相続(37) 宝暦5(1755)1/11 使番(47) 同7(1757)12/1 西丸目付(49) 明和7(1770)閏6/3 奈良奉行(62) 安永5(1776)12/12 先手鉄砲頭(68) 天明1(1781)10/13 寄合(73) 同2(1782)2/4 死去(74)	小倉正親 (次郎大夫/次郎人/猪右衛門) 元禄5(1692)12/12 家督相続(10) 元禄15(1702)5/10 書院番(20) 享保6(1721)8/9 小性組組頭(39) 同12(1727)1/11 新番頭(45) 同年5/1 作事奉行(々) 享保20(1735)1/29 寄合(処罰?)(53) 延享2(1745)12/27 致仕(63) 同3(1746)6/9 死去(64)	小普正矩 (又八郎) 寛文12(1672)5/26 大番(26) 元禄1(1688)12/10 家督相続(42) 同5(1692)10/23 死去(46)
3	妻木頼直〔武芸吟味〕 (為之助/玄蕃/彦右衛門) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(32) 同17(1732)12/28 小納戸(34) 元文3(1738)2/5 小普請(処罰)(40) 延享2(1745)8/20 家督相続、寄合(47) 同年9/2 死去(々)	妻木頼隆 (平四郎/佐渡守/讃岐守) 宝永4(1707)8/21 家督相続(39) 同5(1708)7/25 使番(40) 享保9(1724)8/9 浦賀奉行(56) 同18(1733)9/24 西丸留守居(65) 元文1(1736)9/28 寄合(処罰?)(68) 延享2(1745)6/27 死去(77)	妻木頼保 (平四郎/藤兵衛/伝兵衛/彦右衛門) 万治2(1659)7/11 小性組(20) 寛文12(1672)12/9 家督相続(33) 元禄2(1689)5/14 使番(50) 同9(1696)4/14 奈良奉行(57) 宝永4(1707)6/8 死去(68)

<p>4</p> <p>杉浦勝成 [武芸吟味] (新五郎) ※享保15(1730)8/19 書院番(21) ※「日次記」による 同年9/7 相続前に死亡(〃)</p>	<p>杉浦照照 (三四郎/新五郎/八郎五郎) 元禄4(1691)12/2 大番(24) 同15(1702)2/29 大番組頭(35) 同16(1703)12/18 家督相続(36) 享保6(1721)11/28 先手鉄炮頭(54) 同20(1735)5/18 小普請(処罰)(68) 寛保2(1742)7/26 致仕(75) 宝暦5(1755)4/14 死去(88)</p>	<p>杉浦吉久 (大郎左衛門/八郎五郎) 寛文5(1664)4/6 家督相続、大番(44) 貞享3(1686)7/12 富士見宝蔵番組頭(66) 元禄14(1701)2/22 辞職(81) 元禄16(1703)12/18 致仕(83) 宝永6(1709)10/4 死去(89)</p>
<p>5</p> <p>内藤次親 [武芸吟味] (半十郎) 享保15(1730)8/19 小性組(-) 同18(1733)9/3 相続前に死亡(-)</p>	<p>内藤貞恒 (久三郎/伝十郎) 元禄4(1691)12/- 書院番(24) 同5(1692)7/28 桐間番(25) 同6(1693)1/29 小普請(処罰)(26) 同7(1694)閏5/9 書院番(27) 宝永3(1706)11/26 西丸書院番(39) 同5(1708)8/6 家督相続(41) 同6(1709)-/- 書院番(42) 正徳5(1715)4/5 辞職(48) 享保4(1719)10/18 書院番(52) 同10(1725)7/28 書院番組頭(58) 同20(1735)6/11 先手鉄炮頭(68) 延享1(1744)11/16 寄合(77) 宝暦2(1752)7/21 死去(85)</p>	<p>内藤貞次 (半七郎/伊兵衛/十郎兵衛) 承応3(1654)2/23 大番(24) 寛文1(1661)10/12 新番(31) 同2(1662)12/9 家督相続(32) 延宝6(1678)12/6 新番組頭(48) 元禄12(1699)閏9/1 西丸裏門番組頭(69) 同16(1703)6/27 寄合(73) 宝永5(1708)5/8 死去(78)</p>
<p>6</p> <p>菅沼武勝 [武芸吟味] (左三郎/次郎右衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(22) 元文1(1736)11/4 家督相続(28) 宝暦2(1752)12/28 辞職(44) 同7(1757)6/25 死去(49)</p>	<p>菅沼定勝 (左門/次郎右衛門) 元禄6(1693)12/9 小性組(18) 宝永1(1704)11/晦 桐間番(29) 同6(1709)2/21 小性組(34) 正徳4(1714)6/26 家督相続(39) 享保11(1726)9/11 小性組組頭(51) 同20(1735)3/12 先手鉄炮頭(60) 元文1(1736)8/11 死去(61)</p>	<p>菅沼勝重 (大膳/左門/次郎右衛門/平左衛門) 慶安4(1651)12/11 家督相続(5) 承応1(1652)6/13 大番(6) 天和1(1681)1/16 大番組頭(35) 元禄10(1697)2/11 小普請奉行(51) 同年同月19 二丸留守居(〃) 正徳3(1713)9/11 寄合(67) 同4(1714)6/26 致仕(68) 享保2(1717)9/19 死去(71)</p>

<p>神保長勝 [武芸吟味] (喜内/民部・新五左衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(14) 元文1(1736)12/29 家督相統(20) 同2(1737)閏11/18 西丸小性組(21) 宝曆5(1755)8/28 西丸小性組(39) 同11(1761)8/3 小性組組頭(45) 同12(1762)12/15 西丸小性組組頭(46) 明和5(1768)12/6 寄合(52) 同7(1770)4/22 致仕(54) 安永5(1776)11/28 死去(60)</p>	<p>神保長澄 (喜内/主税・源五左衛門) 元禄9(1696)11/19 新番(18) 同10(1697)3/10 小性組(19) 正徳5(1715)12/26 家督相統(37) 享保9(1724)1/11 徒頭(46) 元文1(1736)10/23 死去(58)</p>	<p>神保長治 (新五左衛門) 延宝6(1678)3/29 書院番(38) 元禄1(1688)5/1 桐間番(48) 同年同月28 小納戸(〃) 元禄15(1702)年頃 家督相統(62) ※『寛政譜』に記述無し 宝永6(1709)2/21 寄合(69) 正徳2(1712)10/3 佐渡奉行(72) 同5(1715)10/8 死去(75)</p>
<p>石巻康隆 [武芸吟味] (定之進/權右衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(24) 同18(1733)9/2 家督相統(27) 宝曆3(1753)7/21 徒頭(47) 同9(1759)1/25 死去(53)</p>	<p>石巻康久 (平次郎/七郎左衛門) 宝永7(1710)7/27 家督相統(27) 正徳5(1715)3/21 書院番(32) 享保9(1724)11/15 二丸書院番(41) 同10(1725)6/18 西丸徒頭(42) 同18(1733)6/17 死去(50)</p>	<p>石巻康宗 (宇兵衛/七郎左衛門/下総守) 寛文7(1667)11/21 書院番(19) 延宝2(1674)12/10 家督相統(26) 時期不明 辭職(小普請) 天和1(1681)9/12 書院番(33) 元禄2(1689)6/9 徒頭(41) 同6(1693)5/4 廊下番頭(45) 同7(1694)閏5/10 小普請(46) 宝永7(1710)7/27 致仕(62) 正徳1(1711)6/21 死去(63)</p>
<p>岡部某 [武芸吟味] (敦負/伊兵衛) 享保15(1730)8/19 書院番(-) 寛保3(1743)7/2 相統前ニ死去(-)</p>	<p>岡部貞高 (伊右衛門) -/-/- 書院番(-) 元禄12(1699)10/21 中奥番(-) 享保3(1718)8/19 分家(-) 同9(1724)5/3 小十人頭(-) 同年11/15 二丸小十人頭(-) -/-/- 西丸小十人頭(-) 元文4(1739)1/12 先手鉄炮頭(-) 宝曆5(1755)2/22 死去(-)</p>	<p>岡部重矩 (平六郎/庄左衛門) 万治2(1659)7/11 書院番(18) 元禄5(1692)12/5 家督相統(51) 同9(1696)2/28 使番(55) 同15(1702)9/10 寄合(61) 宝永1(1704)7/28 使番(63) 同3(1706)9/7 辭職(65) 享保3(1718)10/19 致仕(77) 同6(1721)1/10 死去(80)</p>

<p>10</p> <p>牟礼葛貞(満矩) [武芸吟味] (又助/清左衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(36) 元文2(1737)11/3 家督相続(43) 同年閏11/22 西丸小性組(〃) 寛保2(1742)10/15 西丸小性組組頭(48) 宝暦5(1755)8/15 先手弓頭(61) 明和3(1766)10/26 死去(〃)</p>	<p>牟礼勝邦(勝治) (万五郎、郷右衛門) 元禄6(1693)12/9 小性組(31) 宝永5(1708)4/12 家督相続(46) 享保4(1719)11/22 船手役(57) 元文2(1737)8/23 死去(75)</p>	<p>牟礼勝久 (又助/郷右衛門/遠江守) 寛文11(1671)12/12 家督相続(36) 同12(1672)5/26 小性組(37) 元禄5(1692)3/23 腰物奉行(57) 同8(1695)2/21 廊下番頭(60) 同9(1696)4/11 先手鉄炮頭(61) 宝永5(1708)閏1/14 寄合(73) 同年同月23 死去(〃)</p>
<p>11</p> <p>国領忠利 [武芸吟味] (浅五郎、五郎左衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(26) 元文1(1736)2/9 辞職(32) 寛保2(1742)8/3 家督相続(38) 延享1(1744)11/21 書院番(40) 安永4(1775)3/26 辞職(71) 同年8/19 死去(〃)</p>	<p>国領忠次 (弥次兵衛) 宝永6(1709)4/6 大番(46) 正徳5(1715)10/2 家督相続(52) 享保1(1716)閏2/2 新番(53) 同5(1720)12/25 新番組頭(57) 同14(1729)1/11 二丸留守居(66) 寛保2(1742)3/12 寄合(79) 同年5/27 死去(〃)</p>	<p>国領重吉 (源次郎/次郎左衛門) 延宝6(1678)3/29 分家、小十人組(-) 元禄5(1692)11/9 新番(-) 正徳3(1713)閏5/18 法心院附属(-) 同5(1715)2/2 小普請(-) 同年7/9 死去(-)</p>
<p>12</p> <p>松平康壽 [武芸吟味] (昌次郎/次郎四郎/左源次) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(24) 元文1(1736)年頃 家督相続(30) ※【寛政譜】に記述無し 宝暦8(1758)8/2 西丸膳奉行(52) 同11(1761)-/- 小普請(-) 明和2(1765)12/27 小普請組頭(59) 安永6(1777)11/29 辞職(71) 同年12/9 死去(〃)</p>	<p>松平康春 (昌次郎/図書/求馬/左源次) -/-/- 分家、桜田館勤仕(-) 宝永1(1704)/12/12 西丸焼火間番士(31) 同6(1709)10/26 桐間番(36) 正徳3(1713)5/18 小性組(40) 享保1(1716)10/15 膳奉行(43) 同4(1719)9/15 納戸頭(46) 同18(1733)12/12 広敷用人(60) 元文1(1736)7/2 死去(63)</p>	<p>松平康済(初康経) (権十郎/伝次郎/三郎左衛門) 慶安4(1651)9/29 分家、桜田館勤仕(24) 宝永1(1704)-/- 小普請(73) 同5(1708)6/1 死去(77)</p>

<p>深津正尚〔武芸吟味〕 (頼母/八大夫) 享保15(1730)8/19 書院番(35) 寛保3(1743)7/18 家督相続(48) 明和3(1766)5/6 辞職(71) 安永3(1774)11/19 死去(79)</p>	<p>深津正房 (一学/八郎右衛門) 宝永6(1709)4/6 小性組(33) 享保7(1722)7/11 家督相続(46) 元文5(1740)4/19 西丸納戸頭(64) 寛保2(1742)3/28 二丸留守居(66) 同3(1743)3/14 寄合(67) 同年7/18 致仕(〃) 宝曆3(1753)7/9 死去(77)</p>	<p>深津正国 (大膳/弥一郎/八郎右衛門) 万治3(1660)12/23 家督相続(10) 寛文6(1666)12/3 小性組(16) 元禄3(1690)7/13 桐間番(40) 同年10/4 小普請(廻罰)(〃) 同5(1692)3/18 書院番(42) 同6(1693)11/21 辞職(43) 同8(1695)11/27 書院番(45) 同16(1703)9/18 辞職(53) 宝永6(1709)3/23 書院番(59) 正徳1(1711)1/11 下田奉行(61) 同3(1713)3/28 駿河町奉行(63) 同5(1715)9/25 寄合(65) 享保7(1722)7/11 致仕(72) 同18(1733)11/29 死去(83)</p>
<p>諫訪正倫〔武芸吟味〕 (友之丞/抄兵衛) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(26) 同16(1731)12/2 家督相続(27) 明和3(1766)5/18 小普請(62) 同4(1767)12/10 致仕(63) 安永8(1779)4/8 死去(75)</p>	<p>諫訪正晴 (庄次郎) 宝永6(1709)4/6 小性組(31) 正徳3(1713)2/26 家督相続(35) 享保16(1731)9/18 死去(53)</p>	<p>諫訪正孝 (庄兵衛) -/-/- 家督相続時期不明(-) ※『寛政譜』に記述無し -/-/- 桜田館勤仕(-) 宝永1(1704)-/- 西丸納戸組頭(59) 同5(1708)2/11 法心院用人(63) 正徳2(1712)12/14 死去(67)</p>
<p>服部保教〔武芸吟味〕 (左京) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(25) 同20(1735)8/29 相続前に死去(30)</p>	<p>服部保昌 (作之進/三郎兵衛) 天和1(1681)12/23 家督相続(11) 元禄7(1694)10/28 桐間番(24) 同年11/22 小性組(〃) -/-/- 辞職(-) 寛保3(1743)12/9 死去(73)</p>	<p>服部保秀(保考) (平十郎/十郎左衛門/一大夫) 貞応3(1654)12/27 分家(12) 万治2(1659)7/11 小性組(17) 天和1(1681)9/3 死去(39)</p>

<p>16</p> <p>近藤正利 [武芸吟味] (源太左衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(44) 同17(1732)12/27 家督相続(46) 寛保1(1741)8/23 死去(55)</p>	<p>近藤正英 (友之助/源五左衛門/七郎右衛門) -/-/- 桜田館勤仕(-) 宝永1(1704)12/12 西丸焼火間番士(-) 同5(1708)12/19 西丸桐間番(-) 正徳3(1713)5/18 小性組(-) 同17(1732)11/23 死去(-)</p>	<p>近藤正登 (源五左衛門/七郎右衛門) -/-/- 家督相続時期不明(-) ※『寛政譜』に記述無し 寛文1(1661)閏8/21 桜田館勤仕(-) 元禄5(1692)12/26 死去(-)</p>
<p>17</p> <p>金田正弥 [武芸吟味] (新藏) 享保15(1730)8/19 書院番(23) 元文2(1737)12/2 家督相続(30) 寛保3(1743)閏4/1 死去(36)</p>	<p>金田正朝 (新五左衛門/新左衛門) 元禄10(1697)12/5 分家(-) 宝永2(1705)9/21 新番(-) 同年12/11 小納戸(-) 同6(1709)2/21 西丸小性組(-) 享保20(1735)1/11 小十人頭(-) 元文2(1737)10/10 死去(-)</p>	<p>金田正勝 (与左衛門/三左衛門/遠江守) 万治2(1659)7/11 小性組(37) 寛文1(1661)閏8/22 神田館勤仕(39) -/-/- 家督相続(-) 天和1(1681)3/21 側衆(59) 貞享3(1686)6/23 寄合(64) 元禄10(1697)12/5 致仕(75) 同11(1698)2/24 死去(76)</p>
<p>18</p> <p>竹田政行 [武芸吟味] (右衛門/民部/藤左衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(27) 享保19(1734)年頃 家督相続(31) ※『寛政譜』に記述無し 宝暦8(1758)10/11 死去(55)</p>	<p>竹田政敏 (長太郎/源兵衛) -/-/- 桜田館勤仕(-) 宝永1(1704)12/12 西丸桐間番(38) -/-/- 桐間番(-) 正徳3(1713)5/18 小性組(47) 享保19(1734)2/24 死去(68)</p>	<p>竹田政勝 (源兵衛) 慶安4(1651)9/29 分家、桜田館勤仕(27) -/-/- 致仕(-) 元禄8(1695)6/19 死去(71)</p>
<p>19</p> <p>嶋田直良 [武芸吟味] (小三郎) 享保15(1730)8/19 書院番(36) 寛保2(1742)年頃 家督相続(48) ※『寛政譜』に記述無し 寛延1(1748)2/23 死去(54)</p>	<p>嶋田直寛 (忠四郎) 元禄14(1701)7/9 家督相続(29) 宝永3(1706)7/21 小性組(34) 寛保2(1742)4/27 辞職(70) 同年5/17 死去(〃)</p>	<p>嶋田直勝 (新九郎/五郎左衛門) 慶安2(1649)12/26 分家、小性組(23) -/-/- 小普請 元禄14(1701)5/14 死去(75)</p>

<p>中山時庸 [武芸吟味] (龜之助/伊右衛門/五郎左衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(23) 同19(1734)9/29 中興番(27) 同20(1735)7/5 家督相統(28) 元文2(1737)11/6 小十人頭(30) 同4(1739)1/11 目付(32) 寛延3(1750)3/11 大坂町奉行(43) 宝暦5(1755)7/22 勘定奉行(48) 同7(1757)8/5 小普請(処罰)(50) 同12(1762)6/23 死去(55)</p>	<p>中山時富 (甚平/半五郎/半右衛門) 享保7(1722)2/11 小性組(38) 同9(1724)7/19 家督相統(40) 同20(1735)4/17 死去(51)</p>	<p>中山時春 (龜之丞/半右衛門/出雲守) 寛文12(1672)5/26 小十人組(21) 貞享1(1684)6/12 納戸番(33) 元禄2(1689)閏1/23 納戸組頭(38) 同8(1695)4/28 腰物奉行(44) 同9(1696)9/15 目付(45) 同12(1699)4/14 大坂町奉行(48) 同年頃 家督相統(〃) ※『寛政譜』に記述無し 同15(1702)11/28 勘定奉行(51) 正徳4(1714)1/28 江戸町奉行(63) 享保8(1723)6/29 寄合(72) 同9(1724)7/19 致仕(73) 寛保1(1741)11/26 死去(90)</p>
<p>深津正峯 [武芸吟味] (弥右衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(20) 宝暦10(1760)10/10 家督相統(50) 同11(1761)4/18 死去(51)</p>	<p>深津正照 (弥七郎) 宝永5(1708)8/6 家督相統(23) 同年12/21 小性組(〃) 元文2(1737)閏11/18 西丸小性組(52) 宝暦5(1755)3/28 辞職(70) 同10(1760)6/29 死去(75)</p>	<p>深津正直 (弥右衛門) 寛文3(1663)11/19 書院番(18) 元禄3(1690)12/10 辞職(45) 同年頃 家督相統(〃) ※『寛政譜』に記述無し 同12(1699)11/5 書院番(54) 宝永4(1707)12/24 辞職(62) 同5(1708)8/6 致仕(63) 享保3(1718)11/17 死去(73)</p>
<p>見玉直等 [武芸吟味] (勝之進/織部) 享保15(1730)8/19 書院番(24) 享保18(1733)年頃 家督相統(27) ※『寛政譜』に記述無し 宝暦9(1759)8/24 死去(53)</p>	<p>見玉直正 (彦右衛門/主馬) 一ノノ 召抱、西丸焼火間番(一) 宝永6(1709)12/26 桐間番(32) 正徳3(1713)5/18 小性(36) ※『寛政譜』による、小性組の誤記か 享保18(1733)7/26 死去(56)</p>	<p>見玉直次 (主馬) 近衛家勤仕(一) ※詳細不明</p>
<p>22</p>	<p>22</p>	<p>22</p>

<p>23</p> <p>佐々正重 [武芸吟味] (源七郎/源左衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(22) 延享4(1747)5/3 家督相続(39) 安永4(1775)4/27 死去(67)</p>	<p>佐々成忠 (又七郎/源左衛門) 元禄12(1699)12/5 家督相続(4) 宝永4(1707)11/18 小性組(12) 元文2(1737)11/6 目付(42) 延享1(1744)12/15 佐渡奉行(49) 同4(1747)1/26 小普請奉行(53) 同年2/10 死去(〃)</p>	<p>佐々成倫(倫則/成賢) (幸四郎/喜右衛門/善兵衛) 天和2(1682)7/12 家督相続(21) 同3(1683)閏5/21 書院番(22) 同年11/25 桐間番(〃) -/-/- 書院番(-) 同12(1699)9/22 死去(38)</p>
<p>24</p> <p>横山知盈(知侃) [武芸吟味] (佐太郎/主殿/左内) 享保15(1730)8/19 書院番(21) 元文1(1736)2/9 辞職(27) 同5(1740)3/10 書院番(31) 寛保2(1742)9/3 家督相続(33) 延享4(1747)9/12 辞職(38) 宝暦9(1759)4/5 西丸書院番(50) 明和2(1765)11/22 死去(56)</p>	<p>横山元直 (松之丞/左内) 宝永6(1709)4/6 小性組(24) 享保4(1719)9/5 家督相続(34) 寛保2(1742)6/19 死去(57)</p>	<p>横山言知 (弁之助/数馬/主殿) 寛文12(1672)5/26 分家、書院番(20) 正徳5(1715)8/28 辞職(63) 享保4(1719)6/28 死去(67)</p>
<p>25</p> <p>深津政孟 [武芸吟味] (新右衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(49) 同20(1735)7/5 家督相続(54) 宝暦1(1751)2/28 小普請(70) 同10(1760)4/25 死去(79)</p>	<p>深津正次 (弥五右衛門) -/-/- 家督相続時期不明(-) ※『寛政譜』に記述無し -/-/- 桜田館勤仕(-) 宝永6(1709)12/12 西丸焼火間番 ※宝永1年の誤記か 同5(1708)12/19 西丸桐間番(39) -/-/- 桐間番(-) 正徳3(1713)5/18 小性組(44) 享保20(1735)4/6 死去(66)</p>	<p>深津正茂 (庄大夫) 慶安4(1651)9/29 分家、桜田館勤仕(15) -/-/- 致仕(-) 享保11(1726)6/4 死去(90)</p>

<p>堀長寛〔武芸吟味〕 (奥次郎/又十郎) 享保15(1730)8/19 書院番(26) 寛延3(1750)12/27 家督相続(46) 明和1(1764)7/28 死去(60)</p>	<p>堀長恭 (又十郎/因幡守) 元禄15(1702)12/21 小性組(25) 享保2(1717)4/2 家督相続(40) 同17(1732)2/15 天英院用人(55) 寛保1(1741)4/19 寄合(64) 同年5/1 持筒頭(々) 寛延2(1749)5/28 鍵奉行(72) 同3(1750)12/2 死去(73)</p>	<p>堀長郷 (又兵衛) 寛文11(1671)7/8 家督相続(17) 天和2(1682)4/10 小十人組(28) 元禄1(1688)12/23 納戸番(34) 同4(1691)10/5 納戸組頭(37) 同7(1694)11/9 瑞春院用人(40) 享保2(1717)1/8 死去(63)</p>
<p>須田盛与(盛隆)〔武芸吟味〕 (龜三郎/頼母/甚三郎) 享保15(1730)8/19 書院番(33) 延享3(1746)11/3 家督相続(49) 宝暦2(1752)12/28 辞職(55) 同9(1759)2/22 死去(62)</p>	<p>須田盛澄 (甚三郎) 元禄1(1688)12/10 家督相続(7) 同11(1698)8/18 小性組(17) 享保15(1730)12/27 辞職(49) 同16(1731)8/15 納戸頭(50) 寛保1(1741)7/1 西丸広敷用人(60) 延享2(1745)6/18 寄合(64) 同3(1746)8/7 死去(65)</p>	<p>須田次英 (留兵衛/甚兵衛) 貞応3(1654)2/27 分家・大番(16) 延宝1(1673)12/21 新番(35) 天和2(1682)10/4 新番組頭(46) 貞享4(1687)6/11 小普請(51) 元禄1(1688)7/28 死去(52)</p>
<p>小長谷政芳〔武芸吟味〕 (喜太郎) 享保15(1730)8/19 小性組(20) 同16(1731)9/5 家督相続(21) 元文2(1737)閏11/22 西丸小性組(27) 宝暦8(1758)11/28 西丸小性組組頭(48) 同11(1761)8/3 小性組組頭(51) 同12(1762)12/15 西丸小性組組頭(52) 同13(1763)8/4 死去(53)</p>	<p>小長谷友長(友永) (喜之助/喜八郎) 正徳1(1711)2/22 家督相続(21) 同2(1712)3/26 書院番(22) 享保16(1731)6/29 死去(41)</p>	<p>小長谷政友 (六郎左衛門) 元禄3(1690)7/9 家督相続(-) 同8(1695)6/11 書院番(-) 宝永7(1710)12/24 死去(-)</p>

<p>29</p> <p>内藤種丈[武芸吟味] (右近/一学) 享保15(1730)8/19 小性組(31) 元文2(1737)閏11/22 西丸小性組(38) 宝暦3(1753)7/3 家督相統(54) 同4(1754)3/20 死去(55)</p>	<p>内藤種元 (監物/権右衛門) 宝永6(1709)4/6 書院番(29) 同7(1710)6/23 家督相統(30) 正徳2(1712)8/9 小普請(32) 享保4(1719)10/18 書院番(39) 宝暦3(1753)4/5 辞職(72) 同年同月23 死去(〃)</p>	<p>内藤種冬 (長八郎/勘右衛門/権右衛門) 寛文12(1672)5/26 小性組(-) 同年7/12 家督相統(-) 宝永7(1710)4/3 死去(-)</p>
<p>30</p> <p>戸田政珍[武芸吟味] (四郎右衛門/三左衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(25) 同20(1735)8/5 家督相統(30) 明和2(1765)9/10 死去(60)</p>	<p>戸田政春 (弥市右衛門) 宝永6(1709)4/6 書院番(30) 享保6(1721)12/27 家督相統(42) 同20(1735)5/16 死去(56)</p>	<p>戸田政英 (四郎右衛門) 延宝7(1679)7/9 家督相統(13) 天和2(1682)6/3 小性組(16) 享保6(1721)7/1 辞職(55) 同年11/5 死去(〃)</p>
<p>31</p> <p>大河内忠恒[武芸吟味] (李之助/兵左衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(23) 同17(1732)8/19 小納戸(25) 同18(1733)2/26 小性(26) 同19(1734)12/2 小納戸(27) 寛保1(1741)11/26 寄合(34) 宝暦3(1753)12/24 家督相統(46) 明和5(1768)2/13 死去(61)</p>	<p>大河内忠政 (源次郎/丹下) 宝永3(1706)7/27 家督相統(25) 正徳3(1713)3/11 書院番(32) 宝暦1(1751)11/23 辞職(70) 同3(1753)12/10 死去(72)</p>	<p>大河内忠勝 (虎之助/兵左衛門) 寛文3(1663)3/26 家督相統(14) 宝永3(1706)7/27 致仕(57) 正徳2(1712)8/23 死去(63)</p>
<p>32</p> <p>美濃部茂英[武芸吟味] (豊三郎/織部/八郎右衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(19) 同19(1734)9/29 中奥番(23) 宝暦8(1758)12/27 家督相統(47) 同9(1759)11/15 徒頭(48) 明和8(1771)4/25 寄合(60) 天明8(1788)11/27 致仕(76) 寛政6(1794)閏11/25 死去(83)</p>	<p>美濃部茂孝 (八兵衛/八郎右衛門) 元禄9(1696)7/9 家督相統(10) 宝永2(1705)3/29 書院番(19) 享保15(1730)12/15 書院番組頭(44) 元文1(1736)11/28 佐渡奉行(50) 寛保1(1741)2/15 持筒頭(55) 宝暦2(1752)1/11 鍵奉行(66) 同8(1758)11/晦 死去(72)</p>	<p>美濃部茂一 (八兵衛/八郎右衛門) 寛文7(1667)11/21 小性組(18) 貞享3(1686)7/10 家督相統(37) -/- 小普請(-) 元禄8(1695)12/4 死去(46)</p>

<p>長谷川正直〔武芸吟味〕 (隼人/小膳/主膳/太郎兵衛) 享保15(1730)8/19 小性組(21) 延享2(1745)9/10 西丸小性組(36) 同3(1746)9/10 西丸徒頭(37) 同4(1747)7/21 西丸小性組組頭(38) 宝曆1(1751)7/12 寄合(42) 同2(1752)7/3 家督相統(43) 同11(1761)8/3 徒頭(52) 同13(1763)8/15 先手弓頭(54) 安永7(1778)2/24 持筒頭(69) 天明1(1781)4/28 鍵奉行(72) 寛政2(1790)11/14 辞職(81) 同3(1791)4/26 致仕(82) 同4(1792)8/7 死去(83)</p>	<p>長谷川正冬 (久四郎/刑部 監物) 元禄15(1702)12/23 家督相統(14) 宝永2(1705)9/21 新番(17) 同年11/11 小納戸(々) 同3(1706)7/晦 小普請(処罰)(18) 享保2(1717)3/18 書院番(29) 宝曆2(1752)4/18 死去(64)</p>	<p>長谷川正利 (弾之丞/隼人/刑部) 元禄7(1694)12/12 家督相統(13) 同11(1698)8/18 小性組(17) 同13(1700)9/26 桐間番(19) 同14(1701)2/29 新番(20) 同年5/26 小性(々) 同15(1702)11/20 死去(21)</p>
<p>下曾根信一〔武芸吟味〕 (三十郎) 享保15(1730)8/19 小性組(17) 寛保3(1743)6/2 家督相統(30) 安永3(1774)10/19 死去(61)</p>	<p>下曾根信如 (辰之助/新五郎) 延宝8(1680)12/12 分家家督相統(5) 元禄8(1695)7/1 桐間番(20) 同10(1697)閏2/22 辞職(22) 宝永1(1704)6/11 書院番(29) 同2(1705)7/晦 本家家督相統(30) 享保18(1733)4/9 辞職(58) 寛保3(1743)4/2 死去(68)</p>	<p>下曾根信具 (次郎助/三右衛門/三十郎) 延宝6(1678)12/6 父の遺跡相統(12) 同8(1680)12/25 家督(祖父)相統(14) 宝永2(1705)6/7 死去(39)</p>
<p>川口長達〔武芸吟味〕 (千之助/源四郎) 享保15(1730)8/19 小性組(26) 寛保1(1741)5/3 家督相統(37) 同2(1742)10/28 一橋家物頭/目付(38) 宝曆5(1755)12/21 辞職(51) 安永4(1775)閏12/1 死去(71)</p>	<p>川口長英 (源之助/源右衛門) 元禄4(1691)7/21 家督相統(14) 宝永1(1704)6/11 書院番(27) 寛保1(1741)2/11 死去(64)</p>	<p>川口宗長 (助十郎) 慶安3(1650)9/3 分家、西丸書院番(19) -/-/- 書院番(-) 元禄1(1688)5/- 小普請(57) 同4(1691)2/10 死去(60)</p>

<p>鈴木政成(重喬) [武芸吟味] (三五郎/忠兵衛) 享保15(1730)8/19 小性組(29) 延享2(1745)9/1 西丸小性組(44) 宝曆1(1751)7/12 辞職(50) 同2(1752)4/27 西丸小性組(51) 同年7/3 家督相続(〃) 同11(1761)8/3 小性組(60) 同12(1762)12/15 西丸小性組(61) 明和8(1771)2/9 辞職(70) 天明1(1781)12/3 死去(80)</p>	<p>鈴木祐政(重員) (弥七郎/長五郎/長五郎/三郎九郎) 宝永2(1705)3/29 家督相続(20) 享保3(1718)3/16 書院番(33) 宝曆2(1752)4/18 死亡(67)</p>	<p>鈴木重祐 (長吉/三郎九郎) 承応2(1653)12/22 家督相続(13) 寛文11(1671)4/11 大和国代官(31) 延宝8(1680)4/28 佐渡奉行(40) 元禄3(1690)10/5 先手铳炮頭(50) 宝永2(1705)2/3 死去(65)</p>
<p>酒依義武 [武芸吟味] (権之丞/主税/播磨守) 享保15(1730)8/19 小性組(22) 同17(1732)1/29 小性(24) 延享2(1745)9/5 小納戸(37) 同年同月 西丸小納戸(〃) 宝曆1(1751)4/3 家督相続(43) 同年7/12 寄合(〃) 明和5(1768)4/22 致仕(60) 安永4(1775)9/29 死去(67)</p>	<p>酒依昌禎 (金七郎) 享保2(1717)2/24 家督相続(36) 同4(1719)3/27 書院番(38) 宝曆1(1751)1/6 死去(70)</p>	<p>酒依昌方 (半藏/権右衛門) 天和3(1683)9/25 小性組(21) 貞享2(1685)7/29 家督相続(23) 元禄3(1690)6/晦 膳奉行(28) 同4(1691)9/25 小納戸(29) 元禄9(1696)5/25 小普請(廻罰)(34) 享保1(1716)12/15 死去(54)</p>
<p>田付景林(定胤) [武芸吟味] (万吉/文五郎/又四郎/筑後守) 享保15(1730)8/19 小性組(22) 寛延3(1750)11/1 小性組組頭(42) 宝曆5(1755)6/3 家督相続(47) 同6(1756)4/1 禁裏附(48) 明和6(1769)6/17 持弓頭(61) 安永5(1776)9/24 鑓奉行(68) 同7(1778)6/2 死去(70)</p>	<p>田付景彪(規矩) (伊織/又四郎/阿波守) 天和3(1683)7/晦 家督相続(1) 宝永1(1704)6/11 書院番(22) 同年11/晦 桐間番(〃) 同5(1708)2/19 小納戸(26) 同6(1709)2/21 書院番(27) 正徳1(1711)11/19 辞職(29) 享保4(1719)10/18 書院番(37) 同17(1732)4/1 書院番組頭(50) 元文4(1739)10/28 佐渡奉行(57)</p>	<p>田付利清 (大助) 延宝6(1678)3/29 分家 書院番(24) 天和2(1682)12/26 小普請(28) 同3(1683)6/4 死去(29)</p>

		寛保2(1742)3/28 長崎奉行(60) 寛延1(1748)6/20 西丸留守居(66) 宝暦4(1754)7/19 寄合(72) 同5(1755)7/19 死去(73)	
	山本雅繼(久壽/正方) [武芸吟味] (正之允/大膳/紀伊守) 享保15(1730)8/19 小性組(31) 同17(1732)12/27 家督相続(33) 寛保2(1742)6/21 小性組組頭(43) 宝暦4(1754)6/11 奈良奉行(55) 同8(1758)6/24 死去(59)	山本正延(久明/久途) (大千代丸/長四郎/内膳/總殿) 宝永3(1706)11/27 家督相続(41) 同5(1708)3/25 西丸書院番(43) -/-/- 書院番(-) 享保17(1732)10/3 死去(67)	山本正貞 (丈七郎/甚五兵衛) 寛文7(1667)11/21 小性組(23) 同11(1671)7/8 家督相続(27) -/-/- 辞職(-) 宝永3(1706)11/27 致仕(62) 正徳3(1713)8/1 死去(69)
39	松浦信秀 [武芸吟味] (求馬) 享保15(1730)8/19 小性組(23) 同17(1732)12/28 小納戸(25) -/-/- 西丸小納戸(-) 宝暦1(1751)7/12 寄合(44) 同4(1754)8/15 広敷用人(47) 同10(1760)4/1 西丸広敷用人(53) 同年8/16 相続前(死去(〃))	松浦信福 (源五郎/次郎九郎/忠右衛門) 貞享3(1686)7/10 家督相続(17) 元禄2(1689)4/29 書院番(20) 同3(1690)1/26 桐間番(21) 同年2/21 小普請(処罰)(〃) 同4(1691)4/24 書院番(22) 正徳4(1714)3/5 辞職(45) 享保3(1718)3/16 書院番(49) 同19(1734)2/18 辞職(65) 宝暦10(1760)10/26 死去(91)	松浦信吉 (勘助) 寛文12(1672)5/26 分家・書院番(-) 貞享3(1686)5/12 死去(-)
40			
41	春田直藤 [武芸吟味] (半兵衛) 享保15(1730)8/19 小性組(22) 元文5(1740)4/6 家督相続(32) 宝暦3(1753)8/22 死去(45)	春田直賢 (源七郎/猪左衛門) -/-/- 桜田館勤仕(-) 宝永1(1704)12/12 西丸焼火間番(28) 宝永3(1706)4/27 西丸桐間番(30) -/-/- 桐間番(-) 正徳3(1713)5/18 書院番(37) 元文2(1737)10/17 小普請(61) 同5(1740)1/12 死去(64)	春田次房 (猪左衛門) 慶安4(1651)9/29 分家・桜田館勤仕(23) 元禄7(1694)5/27 死去(66)

<p>42</p> <p>松平親精 [武芸吟味] (勝太郎/久右衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(23) 寛延3(1750)6/8 相続前に死去(43)</p>	<p>松平堯親 正徳5(1715)12/11 家督相続(30) 享保1(1716)3/12 書院番(31) 同20(1735)6/28 書院番組頭(50) 延享2(1745)1/11 先手弓頭(60) 宝暦3(1753)12/22 寄合(68) 同4(1754)4/4 致仕(69) 同6(1756)3/18 死去(71)</p>	<p>松平親明 (久右衛門/与一右衛門) 慶安4(1651)12/11 分家(12) 万治2(1659)7/11 書院番(20) 貞享3(1686)6/11 小普請(47) 正徳5(1715)12/11 致仕(76) 享保13(1728)10/5 死去(89)</p>
<p>43</p> <p>三田伴成 [武芸吟味] (主計/八郎兵衛) 享保15(1730)8/19 小性組(19) 延享2(1745)9/1 西丸小性組(34) 延享3(1746)年頃 家督相続(35) ※『寛政譜』に記述無し 宝暦1(1751)7/12 辞職(40) 同年12/14 小性組(々) 同4(1754)8/9 死去(43)</p>	<p>三田正寛(初正伴) (新五郎/八郎兵衛) 元禄14(1701)7/9 家督相続(-) 宝永5(1708)3/25 西丸書院番(-) -/-/- 書院番(-) 延享3(1746)1/12 死去(-)</p>	<p>三田正信 (八郎兵衛) -/-/- 分家、神田館勤仕(-) 元禄12(1699)11/25 桐間番(55) 同13(1700)9/26 小納戸(56) 同14(1701)4/11 死去(57)</p>
<p>44</p> <p>永田忠方 [武芸吟味] (助四郎) 享保15(1730)8/19 小性組(31) 宝暦4(1754)年頃 家督相続(55) ※『寛政譜』に記述無し 宝暦10(1760)4/10 死去(61)</p>	<p>永田嘉矩 (左兵衛/百助) -/-/- 桜田館勤仕(-) 宝永1(1704)12/12 西丸焼火間番(24) 同4(1707)10/晦 西丸小納戸(27) -/-/- 小納戸(-) 正徳1(1711)7/18 桐間番(31) 同3(1713)5/18 書院番(33) 享保9(1724)11/15 二丸書院番(44) -/-/- 西丸書院番(-) 享保20(1735)1/11 西丸徒頭(55) 元文4(1739)10/1 西丸目付(59) 延享1(1744)3/15 留守居番(64) 宝暦3(1753)6/12 西丸先手鉄炮頭(73) 同4(1754)12/11 死去(74)</p>	<p>永田嘉久 (左兵衛/百助) -/-/- 召抱、桜田館勤仕(-) ※詳細不明</p>

<p>45</p> <p>松平近繁 [武芸吟味] (三橋之助) 享保15(1730)8/19 小性組(-) 同年11/15 相続前に死去(-)</p>	<p>松平近則 (重太郎/帯刀/源右衛門) 元禄15(1702)2/23 家督相続(28) 享保6(1721)4/2 書院番(47) 同9(1724)11/15 二丸書院番(50) -/- 西丸書院番(-) 元文4(1739)11/13 辞職(65) 寛保1(1741)7/20 致仕(67) 延享4(1747)2/23 死去(73)</p>	<p>松平勝重 (源十郎) 元禄13(1700)12/9 家督相続(-) 同14(1701)12/29 無役のまま死去(-)</p>
<p>46</p> <p>松平康当 [武芸吟味] (豊之助/三郎九郎) 享保15(1730)8/19 小性組(23) 同17(1732)6/12 家督相続前に死去(25)</p>	<p>松平康致 (長九郎/三次郎/三郎次郎) 元禄6(1693)7/12 家督相続(14) 同10(1697)閏2/19 桐間番(18) 同年4/22 新番(々) 同年7/26 小納戸(々) 同11(1698)/2/5 書院番(19) 享保9(1724)11/15 二丸書院番(45) -/- 西丸書院番 寛延3(1750)6/26 辞職(71) 宝暦8(1758)6/12 死去(79)</p>	<p>松平康末 (十郎左衛門/三郎九郎) 寛文11(1671)12/12 分家(-) 延宝4(1676)4/26 書院番(-) 元禄6(1693)3/12 死去(-)</p>
<p>47</p> <p>坂部勝興(宗参) [武芸吟味] (伝之助/五郎右衛門/主計) 享保15(1730)8/19 小性組(36) 元文2(1737)閏11/22 西丸小性組(43) 延享3(1746)年頃 家督相続(52) ※『寛政譜』に記述無し 宝暦8(1758)6/21 死去(64)</p>	<p>坂部勝元(宗供/宗恒) (五左衛門) 延宝3(1675)年頃 家督相続(12) ※『寛政譜』に記述無し -/- 桜田館勤仕(-) 宝永1(1704)12/12 西丸桐間番(41) 正徳3(1713)5/18 書院番(50) 享保9(1724)11/15 二丸書院番(61) 同10(1725)6/19 西丸書院番(62) 同19(1734)4/28 小普請(71) 延享3(1746)2/18 死去(83)</p>	<p>坂部宗勝 (左平次/四郎右衛門) 寛永19(1642)11/12 家督相続(20) -/- 納戸番(-) 慶安2(1649)10/19 綱重附属(27) 延宝3(1675)2/22 死去(53)</p>

<p>48</p> <p>徳永昌尚[武芸吟味] (八郎五郎/大学/内匠) 享保15(1730)8/19 小性組(29) 同19(1734)12/7 家督相続(33) 明和4(1767)5/20 死去(66)</p>	<p>徳永昌英 (十之助/宇右衛門/兵部/帯刀) 元禄6(1693)12/9 小性組(20) 宝永7(1710)7/27 家督相続(37) 享保9(1724)11/15 二丸小性組(51) 同10(1725)6/1 西丸書院番(52) 同19(1734)9/6 死去(61)</p>	<p>徳永昌清 (半之丞/十左衛門/備前守) 寛文2(1662)10/9 分家、小十人(25) 延宝1(1673)12/21 新番(36) 貞享1(1684)12/25 新番組頭(47) 同4(1687)3/25 目付(50) 元禄5(1692)3/23 仙洞附(55) 同12(1699)8/27 寄合(62) 宝永7(1710)7/27 致仕(73) 正徳4(1714)11/18 死去(77)</p>
<p>49</p> <p>西尾教安[武芸吟味] (采女/権之助/十兵衛) 享保15(1730)8/19 小性組(34) 同20(1735)年頃 家督相続(39) ※『寛政譜』に記述無し 延享1(1744)9/19 辞職(48) 宝暦3(1753)12/8 致仕(57) 同8(1758)12/13 死去(62)</p>	<p>西尾貞教 (長十郎/長右衛門) 元禄6(1693)12/9 小性組(31) 元禄15(1702)年頃 家督相続(40) ※『寛政譜』に記述無し 宝永3(1706)11/26 桐間番(44) 同6(1709)2/21 小性組(47) 享保9(1724)11/15 二丸小性組(62) 同10(1725)6/1 西丸小性組(63) 同20(1735)閏3/13 辞職(73) 同年8/5 死去(〃)</p>	<p>西尾氏之 (左京/十右衛門) 万治1(1658)閏12/18 分家(28) 同2(1659)7/11 書院番(29) 延宝8(1680)10/21 改易(50) 貞享1(1684)3/4 赦免、書院番(54) 元禄8(1695)6/7 小普請(65) 同15(1702)12/14 死去(72)</p>
<p>50</p> <p>六郷政豊[武芸吟味] (喜之助/主馬/下野守) 享保15(1730)8/19 小性組(25) 元文2(1737)閏11/18 西丸小性組(32) 同年12/25 西丸小納戸(〃) 同3(1738)5/21 家治附(33) 延享2(1745)8/4 家治附頭取(40) 同4(1747)8/5 家督相続(42) 寛延3(1750)4/11 新番頭(45) 宝暦5(1755)9/18 寄合(処罰)(50) 同9(1759)10/20 死去(54)</p>	<p>六郷政明 (十左衛門/主計/十左衛門) 元禄8(1695)8/5 新番(20) 同年9/27 小性組(〃) 享保9(1724)11/15 二丸小性組(49) -/-/ 西丸小性組(-) 同14(1729)12/22 家督相続(54) 延享2(1745)3/4 小普請(70) 同4(1747)5/6 死去(72)</p>	<p>六郷政慶 (主馬助/主馬) 寛文9(1669)12/10 分家(22) 同11(1671)9/13 書院番(24) 元禄9(1696)9/28 小十人頭(49) 同10(1697)9/15 目付(50) 同13(1700)1/11 先手鉄炮頭(53) 宝永3(1706)11/26 西丸先手鉄炮頭(59) 享保10(1725)1/11 鑑奉行(78) 同14(1729)9/13 寄合(82) 同年12/22 致仕(〃) 同18(1733)7/25 死去(86)</p>

<p>佐野仲行〔武芸吟味〕 (久次郎/隼人/修理/修理亮) 享保15(1730)8/19 小性組(22) 同17(1732)12/28 小納戸(24) 同18(1733)2/26 小性(25) 延享2(1745)9/1 西丸小性(37) 延享4(1747)8/6 家督相統(39) 寛延1(1748)11/16 辞職(40) 宝曆10(1760)3/9 死去(52)</p>	<p>佐野察行(信行) (千之助/源次郎/吉之丞/豊前守) 享保5(1720)12/7 家督相統(38) 同9(1724)10/9 小性組(42) 同年11/15 二丸小性組(々) -/- 西丸小性組(-) 同19(1734)8/15 使番(52) 元文3(1738)5/15 小普請組支配(56) 同4(1739)10/15 宗尹守役(57) 延享3(1746)9/15 宗尹家老(64) 同4(1747)1/20 辞職(65) 同年8/5 致仕 宝曆3(1753)10/20 死去(71)</p>	<p>佐野直行(安綱) (仙之助/吉兵衛/宇右衛門/吉之丞/豊前守) 延宝6(1678)3/29 小性組(23) 元禄1(1688)7/12 家督相統(33) 同7(1694)3/28 書院番組頭(39) 同16(1703)11/15 西丸留守居(48) 宝永2(1705)3/23 寄合(50) 同4(1707)10/15 山田奉行(52) 正徳1(1711)12/2 辞職(56) 享保5(1720)12/7 致仕(65) 同7(1722)10/5 死去(67)</p>
<p>小倉正房〔当主の勤務年数〕 (吉之丞/十兵衛) 享保15(1730)8/19 書院番(28) 元文1(1736)7/2 家督相統(34) 宝曆11(1761)12/26 小普請(59) 同13(1763)12/26 致仕(61) 明和2(1765)1/15 死去(63)</p>	<p>小倉正矩 (一学/十兵衛/忠右衛門) 元禄4(1691)12/2 小性組(23) 正徳4(1714)11/29 家督相統(46) 同17(1732)10/15 二丸留守居(64) 元文1(1736)4/12 死去(68)</p>	<p>小倉正伸 (十兵衛/三左衛門/忠右衛門/平左衛門) 貞応3(1654)2/27 小性組(17) 寛文12(1672)7/12 家督相統(35) 天和1(1681)5/22 徒頭(44) 同2(1682)3/29 使番(45) 同3(1683)7/18 目付(46) 貞享3(1686)7/12 船手役(49) 元禄11(1698)2/15 先手鉄炮頭(61) 正徳2(1712)6/12 鍵奉行(75) 同4(1714)9/3 寄合(77) 同年同月10 死去(々)</p>
<p>三浦正経〔当主の勤務年数〕 (多門/八郎左衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(-) -/- 小普請(-) 元文3(1738)12/12 廃嗣(-) ※没年不明</p>	<p>三浦正良 (甚四郎/八兵衛) 元禄6(1693)12/9 小性組(29) 正徳3(1713)11/29 家督相統(49) 享保20(1735)3/18 辞職(71) 寛保1(1741)2/29 死去(77)</p>	<p>三浦政重(重政) (甚四郎/甚五兵衛) 万治2(1659)7/11 書院番(20) 元禄4(1691)7/21 家督相統(52) 宝永3(1706)6/21 小普請(67) 正徳3(1713)11/29 致仕(74) 享保12(1727)4/19 死去(88)</p>

<p>54</p> <p>山本邑貞[当主の勤務年数] (七十郎/伊織/六右衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(34) 宝暦1(1751)12/29 家督相続(55) 明和7(1770)1/29 辞職(74) 同年12/6 致仕(〃) 安永3(1774)9/17 死去(78)</p>	<p>山本邑旨(邑宗) (八郎右衛門/六右衛門/八右衛門) 延宝3(1675)7/11 家督相続(10) 貞享3(1686)11/2 桐間番(21) 同4(1687)2/3 小性(22) 元禄1(1688)5/28 小普請(処罰)(23) 同12(1699)11/25 小性組(34) 同19(1734)4/29 辞職(69) 宝暦1(1751)10/24 死去(86)</p>	<p>山本邑綱 (権之助/六右衛門) -/-/ 小性組(-) 寛永20(1643)12/7 家督相続(-) 寛文3(1663)12/18 三崎奉行(-) 同11(1671)10/25 寄合(-) 延宝3(1675)1/27 死去(-)</p>
<p>55</p> <p>服部信隆[当主の勤務年数] (孫右衛門/権大夫) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(36) 元文3(1738)5/4 家督相続(44) 安永3(1774)2/9 辞職(70) 同4(1775)6/6 死去(71)</p>	<p>服部信解 (権大夫) 天和2(1682)5/29 家督相続(19) 同3(1683)閏5/21 小性組(20) 享保19(1734)4/6 辞職(71) 元文3(1738)2/2 死去(75)</p>	<p>服部信成 (与左衛門) 寛永16(1639)6/22 分家、小性組(19) 寛文7(1667)11/10 小普請(47) 天和2(1682)5/29 致仕(62) 元禄5(1692)1/23 死去(72)</p>
<p>56</p> <p>彦坂晴允(重意)[当主の勤務年数] (新兵衛) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(26) 寛保3(1743)12/25 家督相続(39) 安永3(1774)2/9 辞職(70) 寛政8(1796)12/19 致仕(92) 同9(1797)1/27 死去(93)</p>	<p>彦坂元晴(重時) (新兵衛/源兵衛) 天和3(1683)9/25 小性組(24) 元禄6(1693)12/11 家督相続(34) 享保17(1732)閏5/29 辞職(73) 寛保3(1743)10/23 死去(84)</p>	<p>彦坂重治(重助) (源三郎/源兵衛/伯耆守) 寛永17(1640)3/19 分家、小性組(20) 寛文6(1666)6/8 目付(46) 延宝8(1680)10/7 勘定奉行(60) 元禄2(1689)6/4 小普請(処罰)(69) 同6(1693)8/27 死去(73)</p>
<p>57</p> <p>加藤忠道[当主の勤務年数] (佐七郎/主膳/勝兵衛) 享保15(1730)8/19 西丸書院番(26) 同16(1731)6/12 家督相続(27) 宝暦9(1759)11/11 辞職(55) 安永1(1772)2/晦 死去(68)</p>	<p>加藤忠政 (庄之助/勝兵衛) 寛文10(1670)7/8 家督相続(9) 元禄7(1694)9/18 桐間番(33) 同8(1695)6/1 小性組(34) 享保16(1731)3/11 死去(70)</p>	<p>加藤正高 (八郎左衛門) 明暦3(1657)5/19 家督相続(-) -/-/ 小性組(-) 寛文10(1670)4/20 死去(-)</p>

<p>山高信藏(信武/信真) [当主の勤務年数] (三左衛門/八左衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(28) 延享1(1744)11/20 家督相続(42) 寛延2(1749)12/27 辞職(47) 同3(1750)12/3 致仕(48) 宝曆7(1757)4/24 死去(55)</p>	<p>山高信礼(信知) (兵助/八左衛門) 元禄15(1702)12/21 小性組(24) 正徳3(1713)5/晦 家督相続(35) 享保20(1735)2/15 小性組組頭(57) 寛保3(1743)閏4/15 先手鉄炮頭(65) 延享1(1744)9/21 寄合(66) 同年11/20 致仕(〃) 寛延1(1748)4/24 死去(70) ※『寛政譜』に若干の食い違いあり (年齢に1歳程度の誤差)</p>	<p>山高信賢 (伝助/三左衛門/新左衛門/八左衛門) 延宝5(1677)閏12/10 家督相続(22) 同7(1679)8/晦 大番(24) 天和2(1682)12/22 桐間番(27) -/-/- 大番(-) 元禄6(1693)8/晦 桐間番(38) 同7(1694)1/11 小納戸(39) 同年4/14 二丸留守居(〃) 同10(1697)7/18 八重姫用人(42) 正徳3(1713)2/24 死去(58)</p>
<p>朝比奈勝乗[当主の勤務年数] (求馬/伝右衛門) 享保15(1730)8/19 書院番(25) 寛延2(1749)2/29 家督相続(44) 明和4(1767)12/26 辞職(62) 天明1(1781)11/13 死去(76)</p>	<p>朝比奈勝盛 (五郎三郎) 天和3(1683)9/25 小性組(20) 元禄12(1699)12/9 家督相続(36) 延享2(1745)2/7 小普請(82) 寛延1(1748)12/18 死去(85)</p>	<p>朝比奈勝明 (十助/五郎大夫) 貞応3(1654)7/18 大番(-) 延宝1(1673)7/11 家督相続(-) 天和1(1681)9/27 大番組頭(-) 元禄12(1699)11/24 死去(-)</p>
<p>天野雄好(雄隆) [当主の勤務年数] (左門/佐左衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(32) 寛保1(1741)6/2 家督相続(43) 明和7(1770)閏6/5 辞職(72) 同年12/6 致仕(〃) 安永8(1779)11/20 死去(81)</p>	<p>天野雄良 (左京) 宝永6(1709)4/6 書院番(42) 正徳2(1712)12/27 家督相続(45) 享保16(1731)12/28 小普請(64) 寛保1(1741)3/24 死去(74)</p>	<p>天野雄正 (左門/佐左衛門) 寛文7(1667)11/21 小性組(-) 貞享2(1685)7/29 家督相続(-) 元禄16(1703)7/12 船手役(-) 正徳2(1712)9/17 死去(-)</p>
<p>内藤政植[当主の勤務年数] (久之丞) 享保15(1730)8/19 小性組(38) 元文2(1737)閏11/18 西丸小性組(45) 延享4(1747)12/2 家督相続(55) 宝曆7(1757)6/12 死去(65)</p>	<p>内藤信政(章重) (虎之助/八左衛門/久四郎) 寛文4(1664)12/10 家督相続(4) 天和1(1681)2/26 書院番(21) 享保16(1731)5/4 辞職(71) 延享4(1747)9/18 死去(87)</p>	<p>内藤章政 (丑松/主膳/八左衛門) 寛永12(1635)-/- 分家(12) 同15(1638)10/24 書院番(15) 寛文4(1664)4/14 死去(41) ※『寛政譜』に若干の食い違いあり (年齢に1歳程度の誤差)</p>

<p>62</p> <p>福嶋正武[当主の勤務年数] 享保15(1730)8/15 小性組(-) ※『寛政譜』による、19日の誤記か 同16(1731)8/18 西丸小納戸(-) 延享2(1745)9/1 小納戸(-) 寛延2(1749)2/29 家督相続(-) 宝暦6(1756)閏11/15 二丸留守居(-) 同8(1758)11/14 死去(-)</p>	<p>福嶋定正 (主殿/主水) 元禄11(1698)7/18 家督相続(-) 同13(1700)3/26 書院番(-) -/-/- 辞職(-) 寛延1(1748)12/29 死去(-)</p>	<p>福嶋忠政(忠良) (助六郎) 天和3(1683)6/29 赦免(-) 元禄11(1698)5/14 無役のまま死去(-)</p>
<p>63</p> <p>佐野某[当主の勤務年数] (求馬) 享保15(1730)8/19 小性組(-) 同20(1735)6/23 相続前に死去(-)</p>	<p>佐野綱謙 (十六夫/宇右衛門) 元禄3(1690)8/6 家督相続(24) 同9(1696)7/5 書院番(30) 元文2(1737)2/27 辞職(71) 延享1(1744)8/21 死去(78)</p>	<p>佐野正周(安綱) 寛永14(1637)-/- 勘定方見習(20) 同15(1638)12/16 家督相続(21) 正保2(1645)2/- 勘定組頭(28) 寛文6(1666)12/10 組頭辞職(49) ※「時々勘定所に出仕すべきむねおほせ」 天和2(1682)6/14 「御勘定頭にそふて勤仕」(65) 貞享4(1687)9/10 勘定奉行(70) 元禄2(1689)6/4 小普請(処罰)(72) 同年12/26 死去(〃)</p>
<p>64</p> <p>天野成政[当主の勤務年数] (万吉/万次郎/教員/彦三郎) 享保15(1730)8/19 小性組(26) 寛保3(1743)11/3 家督相続(39) 宝暦10(1760)6/2 死去(56)</p>	<p>天野興政 (長吉/図書) 貞享2(1685)12/15 父の遺跡相続(1) 宝永1(1704)6/11 書院番(20) 同6(1709)10/29 家督(祖父)相続(25) 元文4(1739)3/晦 辞職(55) 寛保3(1743)8/3 死去(59)</p>	<p>天野政永 (三之丞/彦三郎) 寛文4(1664)12/10 家督相続(-) 同6(1666)12/3 小性組(-) 元禄4(1691)8/22 辞職(-) 宝永6(1709)8/25 死去(-)</p>

<p>65</p> <p>嶋津久桂 [当主の勤務年数] (伊織/主馬/八郎右衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(36) 元文4(1739)12/27 家督相続(45) 明和2(1765)3/16 辞職(71) 安永1(1772)12/7 致仕(78) 同5(1776)6/10 死去(82)</p>	<p>嶋津久周 (八十郎/八郎兵衛) 天和3(1683)9/25 書院番(23) 享保11(1726)4/5 家督相続(66) 同16(1731)9/5 辞職(71) 元文4(1739)11/13 死去(79)</p>	<p>嶋津(後藤)久利 ※寛文7(1667)年以降、嶋津姓に (主馬/主馬助/八郎右衛門) 寛永20(1643)12/7 家督相続(12) 慶安1(1648)8/3 小性組(17) -/-/- 辞職(-) 享保11(1726)1/9 死去(95)</p>
<p>66</p> <p>松崎忠富 [当主の勤務年数] (円之丞/数馬) 享保15(1730)8/19 小性組(29) 延享2(1745)7/19 家督相続(44) 明和8(1771)5/27 辞職(70) 安永1(1772)10/2 死去(71) ※『寛政譜』に若干の食い違いあり (年齢に1歳程度の誤差)</p>	<p>松崎忠延(重賢) 延宝8(1680)9/7 家督相続(14) 元禄4(1691)12/18 桐間番(25) 同5(1692)3/18 書院番(26) 元文2(1737)4/29 辞職(71) 延享2(1745)7/19 致仕(79) 寛延1(1748)1/15 死去(82)</p>	<p>松崎忠恒 (十左衛門/八郎左衛門) 寛文3(1663)11/19 書院番(-) 延宝4(1676)7/12 家督相続(-) 同8(1680)8/8 死去(-)</p>
<p>67</p> <p>津田信英 [当主の勤務年数] (吉三郎) 享保15(1730)8/19 小性組(28) 寛保3(1743)1/26 相続前に死去(41)</p>	<p>津田信成 (吉三郎/内記/宇右衛門) 貞享3(1686)7/10 家督相続(3) 宝永1(1704)5/25 書院番(21) 同3(1706)11/26 西丸書院番(23) 同6(1709)1/23 書院番(26) 宝暦3(1753)2/13 辞職(70) 同7(1757)12/12 致仕(74) 明和4(1767)9/24 死去(84)</p>	<p>津田可敬 (内記) 寛文12(1672)12/24 召抱、書院番(19) 貞享3(1686)5/21 死去(33)</p>
<p>68</p> <p>松下綱平 [当主の勤務年数] (源之丞/源右衛門) 享保15(1730)8/19 小性組(30) 同17(1732)3/2 家督相続(32) 宝暦8(1758)4/23 死去(58)</p>	<p>松下貞長(貞明) (主殿/主馬/数馬/右衛門/四郎左衛門) 天和3(1683)12/14 家督相続(10) 元禄9(1696)7/5 書院番(23) 宝永5(1708)2/19 桐間番(35) 同6(1709)2/21 書院番(36) 享保9(1724)11/15 家重附(51) -/-/- 二丸書院番(-) -/-/- 西丸書院番(-) 同16(1731)12/24 死去(58)</p>	<p>松下貞長 (十右衛門/主馬) 万治2(1659)12/25 家督相続(15) 寛文3(1663)11/19 書院番(19) 天和3(1683)7/24 死去(39)</p>

<p>塚原昌博〔当主の勤務年数〕 (久三郎/頼母) 享保15(1730)8/19 小性組(32) 元文1(1736)9/3 家督相続(38) -/- 辞職(-) 延享2(1745)3/25 死去(47)</p>	<p>塚原昌親 (新之丞/頼母) 天和2(1682)12/16 家督相続(-) 元禄4(1691)12/18 桐間番(-) 同5(1692)9/11 新番(-) 同7(1694)11/21 書院番(-) 享保9(1724)11/15 二丸書院番(-) -/- 西丸書院番(-) 元文1(1736)6/23 死去(-)</p>	<p>塚原某 (庄左衛門/三左衛門) 寛文1(1661)12/10 家督相続(-) 同3(1663)11/19 書院番(-) 天和2(1682)10/13 死去(-)</p>
<p>御手洗正良〔当主の勤務年数〕 (五郎三郎/五郎兵衛) 享保15(1730)8/19 小性組(34) 同19(1734)11/7 家督相続(38) 宝暦1(1751)5/21 小普請(55) 同8(1758)12/19 致仕(62) 同12(1762)10/19 死去(66)</p>	<p>御手洗正矩 (新太郎) 天和3(1683)9/25 小性組(21) 正徳3(1713)3/24 家督相続(51) 享保9(1724)11/15 二丸小性組(62) 同10(1725)6/1 西丸書院番(63) 同19(1734)8/27 死去(72)</p>	<p>御手洗正近 (五郎三郎/五郎兵衛) 明暦1(1655)年頃 家督相続(13) ※『寛政譜』に記述無し 寛文1(1661)-/- 大番(19) 天和2(1682)7/9 大番組頭(40) 元禄10(1697)11/15 納戸頭(55) 同14(1701)8/28 西丸裏門番頭(59) 正徳2(1712)6/12 先手鉄炮頭(70) 同3(1713)1/4 死去(71)</p>
<p>71 松前報広〔当主の勤務年数〕 (源藏/新次郎/織部/三郎兵衛) 享保15(1730)8/19 小性組(48) 延享3(1746)12/12 相続前に死去(64)</p>	<p>松前広屯 (伊藏) 元禄6(1693)12/9 小性組(27) 享保5(1720)7/1 家督相続(54) 同10(1725)6/2 西丸書院番(59) 元文2(1737)3/9 辞職(71) 宝暦3(1753)12/8 致仕(87) 同7(1757)3/2 死去(91)</p>	<p>松前本広(貞広) (平六/五平次/兵部 /五左衛門/次郎左衛門/三郎兵衛) 万治1(1658)閏12/18 分家(12) 寛文6(1666)12/3 小性組(20) 延宝1(1673)3/27 書院番(27) 同3(1675)12/23 辞職(29) 天和2(1682)8/14 書院番(36) 宝永4(1707)2/10 辞職(61) 享保5(1720)4/23 死去(74)</p>

	諏訪頼純 [武芸吟味]	諏訪頼定	諏訪頼張
72	(鉄之助/左門/帯刀/勘解由) 享保15(1730)9/4 書院番(28) 同17(1732)5/7 家督相続(30) 宝暦9(1759)2/16 死去(57)	(千之助/源之助/左門/忠左衛門 /惣左衛門/宗十郎/宇右衛門) 元禄8(1695)7/11 家督相続(20) 同年10/21 桐間番(ッ) 同10(1697)4/22 新番(22) 同年7/26 小納戸(ッ) 宝永1(1704)6/11 小性組(29) 享保17(1732)2/2 死去(57)	(千之助/主殿/宇右衛門) 寛文7(1667)11/21 書院番(24) 延宝4(1676)12/6 家督相続(33) 元禄7(1694)12/16 死去(51)

・「柳宮日記」、【寛政重修諸家譜】より作成した

る。家督相続をしたのは宝暦三年（一七五三）、四十六歳の時である。仮にこの時まで惣領番人の選に洩れ続けたとしよう。とすると、まず両番に番入し、布衣役を目指すのはそれからの話になる。果たして同じ様な経歴になったのか。家督相続後十五年で死去することを鑑みれば、甚だ心許ない。

同じことが、美濃部茂英（表27の32）の事例からも言える。茂英は享保十五年に番入した後、中奥番を経て、宝暦八年に家督相続、翌年徒頭に昇進している。番入後二十九年目の布衣役昇進、これは当主茂孝の昇進の早さには劣るものの、順調な昇進と言えよう。しかしそれは惣領の内に番入したからこそのお話である。四十七歳で家督を相続するまで無役であったなら、徒頭まで昇進出来たのであるか。この他、長谷川正直や酒寄義武、田付景林（表27の33、37、38）も、それぞれ番人と家督相続との間に二十数年の開きがあり、

布衣役昇進は家督相続前に実現している。いずれも、家督相続まで番入出来なかったならば実現しなかったであろう経歴である。

惣領番人が昇進に影響するとすれば、まさにこの点である。武芸吟味（或いは当主の勤務年数）によって番入したということは、資格的な意味で昇進に影響したのではない。出来る限り早い段階から役職に就けばその分昇進の機会を得やすいという時間的な意味で影響したのである。この点が、惣領番人によってもたらされる最大の恩恵であった。

小括

以上、享保十五年の惣領番人を取り上げた。ここで明らかになったのは、惣領番人がもたらす恩恵と、その恩恵を得るには武芸に励むしかないということである。

家督相続がいつになるかは不確定であり、五十歳手前、或いは五十歳を過ぎてからの家督相続も十分にあり得るということ。仮にそれまで番入出来ずにいた場合、その年齢からの勤務になり、布衣役にまで昇進出来たであろう可能性が潰えてしまう危険性を孕んでいたということ。

惣領にしてみれば、是が非でも惣領番入を通じて職を得ねばならないが、そこで立ちはだかるのが武芸吟味という壁である。当主の勤務年数による番入は、対象が余りにも限られ、惣領自身の努力でどうなるというものではない。また、家禄によるごり押しなど、抜け道は存在しない。番入したければ真面目に武芸の腕を磨くしかなかったのである。

まとめ

以上、徳川吉宗によって創設された惣領番入制度について分析を進めた。その結果明らかになったのは、以下の三点である。

第一に、惣領番入による恩恵は、惣領自身の人生を左右し得るものであり、家督相続まで無役でいることに比して段違いの結果に結びつくものであったこと。

第二に、惣領番入がそれほど魅力的な制度である一方で、そこには武芸吟味という選抜方法が存在したこと。特に五番方番士の惣領に対しては必ず武芸吟味が課され、当主の勤務年数による番入と

いう新たな選抜方法が生まれてもその重みを失わず、番入を望む惣領は武芸に励まざるを得なかった。

第三に、武芸が、武士、特に五番方の番士たらんとする者の身につけておくべき素養として明確に位置づけられたこと。武士が武芸を身につけておくべきであるということは、惣領番入制度導入以前にも通念としては存在したのである。しかしそれに対する制度的な裏打ちが無い以上、当人の心掛けに左右されるものであったと言わざるを得ない。これに対し、その素養（武芸）の習熟度が番入に係ずるといふ同制度導入後にあつては、実利を伴うものとして、強い影響を及ぼしたものと推察される。

惣領番入制度とは、武芸奨励に制度的な実を確保し、更には武芸それ自体の位置づけにまで及ぼし得るものであった。吉宗の武芸奨励の画期とは、まさにこの点に集約されているのである。

それでは、惣領番入とそれに伴う武芸吟味の実施という本論の主題は、足高制でみられる役方の能力主義とどの様な関係にあるか。惣領番入とは既に一定以上の役職にある当主の惣領が五番方に番入するという制度であつて、旗本ではあつても五番方に番入出来ない、低い家柄の惣領が対象となつたわけではない。そうした意味で、足高制導入以降にみられる役方の能力主義に縁遠いものと言わざるを得ない。第二章で取り上げた通り、たとえ惣領の内に番入出来なかったとしても、家督を相続しさえすれば番入の可能性は極めて高

いのである。要するに格式ある五番方に入る家筋、身分主義を打破するといよりは、更に確固たるものに成長させたとも言える。

しかし、家柄のみで番入する（家督相続を待つ）には、第二章で論じた通り、明らかな不利を伴う。幸運にも五番方に番入出来る家に生まれた惣領であつても、武芸に励まねばならないのである。格式ある五番方の家柄、粹組を崩すことは出来ない。そうであるならばいずれは五番方に加わるであろう惣領をして武芸に励ませ、五番方にふさわしい素養（武芸）を身につけた者として成長せしめんとする意図が同制度の分析から見取れるのである。即ち役方にみられる能力主義とは別の、極めて限定的ではあるものの能力主義的傾向が番方にも存在していたのである。「名誉職」としての番方という従来の評価が妥当であるとしても、その名誉を負うに足る番士の充実が画策されていたことが、惣領番入制度の分析から導き出せるのである。

注

- (1) 徳富猪一郎『近世日本国民史（二十一）』時事通信社出版局、一九六四年、二九六～二九九頁。辻達也『徳川吉宗』吉川弘文館、一九五八年、一三三頁～一三六頁
- (2) 黒板勝美ほか編『徳川実紀 第九篇』吉川弘文館、一九七六年、

二六七頁。なお、旧字体は新字体に改めた（以下同じ）

- (3) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』第一書房、一九八九年、二六八～二六九頁。石川久夫『近世日本弓術の発展』玉川大学出版部、一九九三年、一五八～一五九頁。二木謙一ほか『日本史小百科（武道）』東京堂出版、一九九四年、一二二～一二三頁。菊本智之『近世中期の為政者の武芸思想に関する一考察―徳川吉宗と武芸の関わりを中心に―』『スポーツサイエンス』第一巻第一号、二〇〇六年、三十一～四十六頁（特に三十七～四十頁）。

(4) 『柳営日次記（三十）』（マイクロフィルム）雄松堂出版。なお、読点などは筆者による（以下同じ）

- (5) 『憲教類典』四之八「聖堂学問武芸」

元禄七甲戌年七月十八日

口上之覚

- 一、御番衆高田馬場におひて乗馬申付番頭可致見分旨被 仰出候事
- 一、馬つくり候様成事ハ皆々無用之事
- 一、馬具等取飾候事不入儀^二候馬達者^三乗候儀專要候事
- 一、高田馬場へ罷出候時分道中又^者先におひて作法能様に可被申聞候事
- 一、今度ニ不限乗馬之儀常々相嗜候様に組中江可被達候事

以上

七月日

- (6) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊（四十二）』汲古書店、一九八四年、六十一～六十二頁
- (7) 橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』風間書房、一九九三年、

- 一一八頁～一二三頁
- (7) 同右、二十一～七十八頁
- (8) 泉井朝子「足高制に関する一考察」『学習院史学』第二号、一九六五年、八十～八十三頁
- (9) 同右、八十二頁
- (10) 笠谷和比古「武士道と日本型能力主義」新潮社、二〇〇五年、一三二頁
- (11) 同右、一三二～一三三頁
- (12) 前掲(6)、一一九～一二〇頁。進氏慶幹『江戸時代の武家の生活』至文堂、一九六六年、九五頁
- (13) 南和男「仕官格義弁」解題『内閣文庫所蔵史籍叢刊(五)』汲古書店、一九八四年、三～五頁
- (14) 同右、七六八～七七〇頁
- (15) 『御番士代々記』(『御小性組一番名前目録』) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『御番士代々記』は文政三年(一八二〇)幕臣岡野融明によって編集された番方の補任録である(『御番士代々記(解題)』『内閣文庫未刊史料細目(下)』) 国立公文書館、一九七八年、七十八～八十八頁
- (16) 深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年、一六七頁
- (17) 同右、一九二頁
- (18) 『柳菴日次記(三十四)』(マイクロフィルム) 雄松堂出版
- (19) 同右
- (20) 前掲(6)、一二三頁
- (21) 同右、一二五～一四八頁
- (22) 前掲(18)
- (23) 前掲(16)、二一六頁
- (24) 辻達也『享保改革の研究』創文社、一九六三年、二四六～一八六頁。笠谷和比古「徳川吉宗」筑摩書房、一九九五年、八十一～八十九頁。大石学「吉宗と享保の改革」東京堂出版、二〇〇一年、二〇八～二一三頁、一二三～一二九頁
- (25) 前掲(18)
- (26) 前掲(24)『徳川吉宗』五十五～五十七頁
- (27) 「猷可録(解題)」瀧本誠一『日本經濟叢書(三三)』日本經濟叢書刊行会、一九一四年、二～三頁
- (28) 同右、一九四～二四頁
- (29) 同右、二二二～二三頁
- (30) 森山家については『寛政重修諸家譜(九)』三四九～三五二頁参照
- (31) 『内閣文庫影印叢刊 自家年譜 上』国立公文書館内閣文庫、一九九四年
- (32) 同右、三頁
- (33) 同右
- (34) 『寛政重修諸家譜(十一)』二〇一頁
- (35) 『寛政重修諸家譜(四)』三五一頁
- (36) 『寛政重修諸家譜(十七)』一五九頁
- (37) 前掲(31)、三頁

- (38) 同右、三〇四頁
- (39) 前掲(18)
- (40) 前掲(13)、七六八頁
- (41) 黒板勝美ほか編『徳川実紀 第八篇』吉川弘文館、一九七六年、三八六頁
- (42) 同右、三七三―三七四頁
- (43) 前掲(13)、七六八頁
- (44) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊(三十八)』汲古書店、一九八四年、三七二頁
- (45) 『柳營日記(三十六)』(マイクロフィルム) 雄松堂出版
- (46) 前掲(13)、七六八頁
- (47) 前掲(45)
- (48) 前掲(13)、七六八頁
- (49) 『柳營日記(四十)』(マイクロフィルム) 雄松堂出版
- (50) 『柳營日記(四十四)』(マイクロフィルム) 雄松堂出版
- (51) 『柳營日記(三十七)』(マイクロフィルム) 雄松堂出版
- (52) 『御番士代々記』(御小性組二番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(三三)』九十六頁
- (53) 『御番士代々記』(御小性組三番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(十八)』六十九頁
- (54) 『御番士代々記』(西丸御小性組一番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(九)』四十九頁。
- (55) 『御番士代々記』(西丸小性二番組名前目録) 国立公文書館所蔵、

- 請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(六)』二十八―二十九頁
- (56) 『御番士代々記』(御書院番組五番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(十三)』一―三頁
- (57) 『御番士代々記』(御書院番六番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(十四)』四二四―四二五頁
- (58) 『御番士代々記』(西丸御書院番四番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(四)』二四三頁
- (59) 『御番士代々記』(西丸中古御書院番三番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(十七)』二七一頁
- (60) 『御番士代々記』(西丸中古御神版四番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(三三)』二〇九頁
- (61) 『御番士代々記』(御小性組四番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(十三)』五十頁
- (62) 『寛政重修諸家譜(十四)』七十六頁
- (63) 同右
- (64) 『御番士代々記』(御小性組五番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二
- (65) 『寛政重修諸家譜(三三)』一三三頁
- (66) 『寛政重修諸家譜(十三)』三十三頁
- (67) 同右
- (68) 『御番士代々記』(西丸御書院番二番名前目録) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。『寛政重修諸家譜(二)』一三六頁
- (69) 同右

- (70) 『寛政重修諸家譜(二十)』一八三頁
- (71) 『御番士代々記』(『御書院番三番名前目録』) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。同組にあつては当主の勤務年数により惣領が番入した福嶋定正(『寛政重修諸家譜(二十一)』三三五頁)よりも勤務年数の長い丹羽正道(『寛政重修諸家譜(十)』一八二頁)、三枝守景(『寛政重修諸家譜(十七)』四〇一頁)がいたが、正道の惣領正知は既に番入し(『惣領番入』)、守景の惣領国中は当時十六歳であつた。
- (72) 『御番士代々記』(『御書院番四番名前目録』) 国立公文書館所蔵、請求番号一五二〇二二。同組にあつては当主の勤務年数により惣領が番入した佐野綱満(『寛政重修諸家譜(十四)』三六頁)よりも勤務年数の長い岡田善武(『寛政重修諸家譜(六)』二二頁)や寛正次(『寛政重修諸家譜(十七)』三十八頁)がいたが、善武の惣領善長は当時五歳、正次の惣領正次は十六歳であつた。
- (73) 『寛政重修諸家譜』の記述より、惣領がまだ生まれていない番士や養子(『寛政重修諸家譜』からはいつ養子になったのか不分明である)の惣領を持つ番士などを排除した
- (74) 『寛政重修諸家譜(十四)』三〇八〜三〇九頁
- (75) 『寛政重修諸家譜(八)』五頁
- (76) 前掲(12)『江戸時代の武家の生活』、九十四頁
- (77) 『寛政重修諸家譜(十四)』四二二〜四二二頁
- (78) 『寛政重修諸家譜(十三)』二四一頁
- (79) 『寛政重修諸家譜(十一)』二五八頁
- (80) 第二章第四節「享保九年の番入」の項参照
- (81) 『寛政重修諸家譜(六)』三七一〜三七二頁
- (82) 『寛政重修諸家譜(五)』一八〜一九頁